

令和5年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和5年6月16日 開会

令和5年6月20日 閉会

奈井江町議会

令和5年第2回奈井江町議会定例会

令和5年6月16日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和4年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第 8 議案第 1号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 2号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 3号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 4号 令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 根岸一志 | 2番 | 星厚早 |
| 3番 | 篠田茂美 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 大矢雅史 |
| 8番 | 大関光敏 | 9番 | 森岡新二 |

○欠席議員 7番 笹木利津子

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

| | | |
|--------|---------|-------|
| 町 | 長 | 三本英司 |
| 副町 | 長 | 碓井直樹 |
| 教 | 育 | 長相澤公 |
| 総務課 | 参事 | 辻脇泰弘 |
| 教育委員会 | 参事 | 松本正志 |
| 産業観光 | 参事 | 石塚俊也 |
| 町立病院 | 参事 | 杉野和博 |
| 企画財政課 | 長 | 井上健二 |
| 建設環境課 | 長 | 加藤一之 |
| 町民生活課 | 長兼会計管理者 | 横山誠 |
| 保健福祉課 | 長 | 鈴木久枝 |
| 建設環境課 | 課長補佐 | 石川裕二 |
| 保健福祉課 | 課長補佐 | 辻脇真理子 |
| 総務課 | 課長補佐 | 田中恵 |
| 産業観光課 | 課長補佐 | 遠藤友幸 |
| 代表監査委員 | | 山口俊哉 |
| 農業委員会 | 会長 | 笹木憲一 |

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | | |
|-------|----|-------|
| 議会事務局 | 長 | 滝本静 |
| 議会庶務係 | 主査 | 釣本真由美 |

開会

●議長

皆さん、おはようございます。第2回定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員8名で定足数に達しておりますので、令和5年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番星議員、3番篠田議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から20日までの5日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(1 0 時 0 0 分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和5年3月16日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、追加議案について。

委員会開催日、令和5年4月27日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について、調査内容、会期及び議事日程について、議案審議について。

委員会開催日、令和5年6月12日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について、調査内容、会期及び議事日程について、議案審議、審議順序について、町政一般質問について、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、会議案調査について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(広報常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、3月16日、4月12日、4月27日、5月16日の計4回の委員会を開催し、議会だより第31号の編集・構成を行い、6月1日には、議会だより第31号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりでありますのでご了承をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時04分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第2回定例会のご出席、ご苦労さまです。令和5年第1回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係ではありますが、4月11日から21日まで、春の全国交通安全運動が行われ、延べ467名の町民の皆さんが、早朝から街頭啓発にご参加いただきました。

また、日頃から多くの皆さんに交通安全運動にご協力をいただく中、5月現在、交通安全事故死ゼロ1,100日となったところであります。今後も、より一層の交通安全

意識の高揚に努め、町民皆で1,500日を目指し、事故のない安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、記載はございませんけれども、企画財政課関連の仕事コンビニ事業について、3月・4月の試験運用を経て、準備を進めてきたところではありますが、5月16日、この日をもって本格運用を開始するとともに、登録者を対象とするホームページ・SNSでの記事の書き方講座を開催いたしました。

仕事コンビニの登録者数は現在35名で、女性が多い一方で、年齢構成はバランスが取れた状況となっております。

現在の受注業務は、税の納付書の封かんや広報紙の袋詰め、コンサート・検診時の受付業務など、役場の仕事が主なものとなっておりますが、各事業所への営業活動を行いながら仕事の幅を広げていくとともに、登録者の拡充にも努めてまいりたいと考えております。

次に、建設環境課関係ですけれども、5月1日には、子どもたちの発案による春の全町的なボランティア事業として定着をいたしました、全町一斉クリーン作戦を実施いたしました。今年は、コロナ禍による行動制限の解除を目前にして、小中高の児童生徒、そして、町内企業や一般の方を加えた約450名の参加をいただくなど、コロナ前の賑やかさを取り戻す形での開催となりました。

回収されるごみの量は年々減少傾向にあり、こうした取組を通して、町民一人一人の意識が高まり、ゼロカーボンシティへの取組の輪が広がることを期待しているところでもあります。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。既にニュース等の報道でご承知かと存じますが、6月6日、北海道教育委員会が、令和6年度から8年度までを期間とする公立高等学校配置計画案を公表いたしました。その中で、奈井江商業高校の令和8年度募集停止、令和9年度閉校が明記されました。

奈井江商業高校においては、過去2か年の入学者数が、連続して20人を下回る中、新年度の入学者数が5名ということで、大変厳しい結果となったことから、教育長と共々、3月30日に山口空知教育局長、4月11日に倉本北海道教育委員会教育長に、それぞれ奈井江商業高校の存続に向けた要請活動を行ってきたところでもあります。

5月25日に受けた道教委からの事前説明では、2年連続で20人未満となる中、1年留保したものの入学者数が回復しなかったこと、奈井江町の中学校卒業予定者は、当面の間、30名ぐらいで推移するものの、奈井江商業高校生の主たる出身地である北空知学区の中卒予定者は、今後、継続的に減少していくため、奈井江商業高校の入学者数の推計が13人程度にとどまることなどから今回の判断に至ったと説明を受けたところでもあります。

生徒数の現状や今後の推移については理解するものの、一方で、奈井江商業高校が就職率100%を誇ってきたポテンシャルや、町に果たしてきた役割は、とても大きなものがあると考えており、まずは、来月以降に予定されている北空知学区の公立高等学校配置計画地域別検討委員会において、改めて、奈井江商業高校の存続について強く訴え

てまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

(10時10分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第2回定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

4月3日、教職員辞令交付式で、今年度、新たに赴任をした奈井江小学校の立山正和校長ら12名の教職員に辞令交付を行っております。

7日、奈井江小中学校において、始業式と入学式が開催をされております。今年度の新入学者数は、奈井江小学校が29、奈井江中学校が39、全校生徒数は、奈小が178、奈中が102となったところであります。翌8日には、奈井江商業高等学校でも入学式が行われ、新入生5名が入学をし、全校生徒35名となったところであります。

また、同日の夜、ほくでんファミリーコンサートを開催しております。北海道電力株式会社がスポンサーとなって、町の負担や入場料がない形での開催がなされ、町内外から広く集まった満員の聴衆が、30名を超える編成の札幌交響楽団の演奏に酔いしれたすばらしい夜となったところであります。

5月19日、全国で一番最初に、子どもの権利に関する条例を制定し、それを具現化する施設として運営されてきた川崎市の「子ども夢パーク」を視察してきております。昨年、NHKの「ドキュメント72時間」で「どろんこパーク」のタイトルで放送されたり、「ゆめパのじかん」というドキュメンタリー映画にもなったのでご承知の方もいるかもしれませんが、この夢パでは、大人のスタッフはいるものの、子どもたちのやりたいことが第一として運営される公園で、遊具なども市販のものではなく、自分たちで廃材などを切り、組み立てて作ります。また、不登校の子ども施設の併設されております。奈井江町で、すぐこのようなプレイパークを運営するということではありませんが、夢パでたくさん勉強してきたので、今後の教育行政に役立てていきたいと考えております。

26日、第1回目となる学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールであります。これを立ち上げております。学校関係者、保護者のみならず、町民各界各層の方に委員をお願いしたこともあり、今年度上半期は研修期間とし、下半期から議論を高めていただき、委員の熟議を反映した学校運営は次年度からということで予定をしております。CSの役割に、学校長が定める学校運営の基本方針を承認する、また、教職員の任

用に関して意見が言えるといったことがあります。委員の皆様には、学校と委員の皆さんは、対立する組織ではなくて、互いに意見を出し合って、子どもたちにとって、よりよい教育を提供していくための組織であると伝えさせていただいております。

31日、第1回目の子ども会議を開催しております。小中高の児童・生徒会で構成をする、去年も同じ名称の会議を行っておりましたが、今年度は公募枠も設け、内容もリニューアルした「新子ども会議」として発足をさせております。会議の冒頭、私のほうから、委員である子どもたちに、今までとは違い、会議の場に大人がほとんどいないこと、今までは町のためになることを中心に話し合う会議でしたが、これも変わるということをお話しした上で、リニューアルした新子ども会議の目的3つについて伝えております。

要約したもので説明をしますが、1つ目としては、奈井江には子どもの権利条例があって、簡単に言うと、子どもは大人にこうしてほしいとすることができて、町や大人の人たちは、子どもたちからの要望を実現するために頑張らなければならないと書かれています。皆さんには、そういう権利があるので、大人の皆さん、子どもたちのために何々をしてほしいということをお話し合っただけで大人に伝えてほしいです。

2つ目、CSが発足しましたが、これは大人だけの会議ですから、もしかすると皆さんが学びたいことは別にあるかもしれません。そこで当事者である皆さんが、学校でこんなことを学びたいということをお話し合っただけで伝えてください。

3つ目は、実はリニューアルする前と同じで、町がよくなるためにこうしたらいいんじゃないかということをお話ししてもらいたいのですが、これにプラスして、よくするためには自分たちでこんな活動をしますということも話し合っただけですと3つ伝えたところであります。

大人は極力少なくということですので、私も冒頭の挨拶のみで退席をしましたが、当初1時間くらいの会議を想定する中、高校生が上手に子どもたちの意見を引き出してくれたり、中学生がとても意欲的に発言をし、かつ次回以降、友達を誘ってきてもいいだろうかなどの発言も出たりしながら、倍の2時間弱にわたる活発な会議になったようでもあります。

今月末に開催をする2回目の子ども会議は、子どもたちの意見により開催場所を奈井江川の河川公園とし、公園のごみ拾いをしたり、遊具に危険がないかなどを子ども目線で点検するなどした後、青空会議を行うと聞いております。今後も子どもたちが楽しみながら、意欲的な意見交換と実践ができたかと考えているところであります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内としておりますので、お願いを、よろしく
お願いをいたします。

(1. 5番石川議員の質問・答弁)

(10時17分)

●議長

5番石川議員。

(5番 登壇)

●5番

おはようございます。通告順に従いまして、町長に、大綱1問、細目で4点の質問を
いたします。

今月6日の北海道新聞に、北海道教育委員会の公立高校配置計画案が公表され、奈井
江商業高校が、2026年に生徒募集の停止をするという案が発表されました。道教委
は、7月には地域別検討委員会で意見を聴取して、9月には決定するとしています。道
教委の提案どおりになった場合には、2028年3月に奈井江商業高校は閉校になりま
す。奈井江商業高校は、奈井江高等学校時代から長い歴史を持ち、多数の卒業生を輩出
し、当町にも多くの卒業生が住んでおります。また、現在でも、地域経済をはじめ、奈
井江町や町内の関係団体との連携を深め、町に多くの活力をもたらしております。

北海道新聞の報道には、町長はじめ数名の町民のコメントが記載されていましたが、
いずれも、商業高校の奈井江町での存在意義や必要性、教師や生徒の努力などが挙げら
れ、存続を希望する声が聞かれました。しかし、一方では、このこと自体を知らない町
民も多く、私は、この問題が無関心のうちに埋もれてしまうことに大きな危機感を覚え
ております。

6月9日に開かれた議会の全員協議会や本日の行政報告において、町長・教育長から
説明をいただいておりますが、ここでいま一度、この問題に対し、詳しく説明をいただ
き、町長の考え方や今後の対応を伺い、存続の道のりを探りたく、質問をいたします。
ただいまの行政報告と重複するかもしれませんが、ご答弁よろしく願いいたします。

1点目の質問は、生徒の募集停止案が出された経緯についてであります。いつ頃から
募集停止案に関わる話が出てきたのか、また、道教委の募集停止の基準はどのようにな
っているのか。

2点目の質問は、これまで奈井江町は商業高校に様々な支援を行ってきておりますが、
今までの支援内容と予算金額について伺います。

3点目は、現在も含めて、町に商業高校があることは奈井江町にどのような効果があ

るのか。また、閉校になったときには、どのような影響があるのか。

4点目は、道教委が7月に予定している地域検討協議会は、どのような形で行われるのか。また、町はどのように対応するのか。

以上4点の質問をいたします。よろしく申し上げます。

●議長

(10時20分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の奈井江商業高校の募集停止に係る問題についてのご質問にお答えをしたいと思います。

最初に、募集停止に至る経緯ということであります。先ほどの行政報告でも申し上げましたけれども、北海道教育委員会では、毎年、各道立高等学校の募集停止に対する欠員の状況、次年度以降の中卒者数の推移、あるいは地元からの進学率、これらを総合的に判断し、公立高等学校配置計画を策定するとしております。たまたま、今日の北海道新聞の社説にも載っておりましたとおり、基本的な考え方は、あそこにも示されているとおりであります。

欠員の状況について補足すると、5月1日現在の1年生の数が、2年連続で、1クラスの定員である40人の半分未満となった場合に募集停止になるという、ルールと言ったらあれですけれども、そういうものがあるということであります。

そして、奈井江商業高校の入学者数が、令和3年度は19名、4年度には17名でありました。2年連続して20人を下回ったということで、昨年春、北海道教育長、空知の教育局長に対する奈井江商業高校存続の要請活動を行って、その結果、現在と申しますか、その時点でコロナによるいろんな諸般の影響もあったということをお訴えさせていただきましたが、それらのことも考慮されて、1年間の猶予を頂いたところであります。

しかしながら、議員もご承知のとおり、今年度の入学者数が5人という大変厳しい結果となりました。また、道教委の推計でも、今後の入学者数は13名前後で推移するという試算であり、これもかなり大きく見込んだ数字であるというふうに説明を受けましたけれども、そういう継続ということが非常に厳しく、募集停止の判断をしたということでありました。

次に、これまで奈井江町が行ってきた支援ということでもありますけれども、過去には、入学支援金や通学費の助成など、保護者の経済的な負担を軽減する取組を行い、一旦は入学者数が回復したものの、再び減少傾向が続いたことから、保護者や生徒に対するアンケートを行って、現在の形、進学に係る模試、これも全商、日商といった各種検定料

の支援拡充にシフトさせていただいたということでもあります。

また、昨年からは財政的な支援だけにとどまらず、奈井江町のことについて学び発表していく地域探求事業というものに対するコーディネートや、町職員による講義、地域の高齢者に対する高校生の生徒さんたちのちょこっとボランティア活動などのプロデュースと、そんな形での関わりもさせていただいております。

その支援の金額、経緯につきましては、平成23年度に一時期大きく減った頃に、約170万円弱でありましたけれども、平成27年、1,100万強、最大で平成29年、1,400万円弱というようなことでもあります。現在は、生徒数がまさに激減をしているというような状況もありまして、令和5年度の予算で300万円強を組んでいるところであります。

次に、3点目の町に高校があることの効果でありますとか、閉校時の影響というような中身であります。経済的な影響としては、事務用品の購入・修繕、除排雪委託など、奈井江商業高校が関わっている部分で約480万円とお聞きをしております。

そして何よりも、先ほど議員もおっしゃっていましたが、イベントやボランティアなどを通じて地域が元気になること、また、授業やインターンシップといった幼小中高連携事業を通じて醸成してきた奈井江町の子どもたちへの好影響がなくなる、このことが一番大きいのかなというふうに感じているところであります。

そして、4点目の今後の町の対応ということでもあります。7月から8月にかけての間で、今調整が進められているというふうに聞いております。公立高等学校配置計画案に対する北空知学区の地域別検討協議会が開催され、9月に計画が確定するということでもあります。この地域別検討協議会において、私としても参加をさせていただいて、奈井江商業高校のポテンシャル、地域との連携について改めて説明させていただくとともに、道教委には、単に人口減少が進む中での入学者数の数ということだけじゃなくて、北海道全体を俯瞰した高校配置がどうあるべきなのか、その中で奈井江町が、今果たしているポテンシャル、あるいは、これから果たすべき役割、そんなことをしっかりと考えていただきたいということをもって再考を求めていると考えております。ご理解とご支援をお願いしたいと思います。

以上、答弁に変えさせていただきます。

●議長

(10時27分)

石川議員。

●5番

細目で4点、質問させていただきます。再質問を細目別に、何点かに分けて再質問させていただきます。

まず、1点目については、奈井江商業高校が確認のためですけれども、募集停止案を提出されたのは今回が初めてなのかということでもあります。それと、また、今まで公立高校の募集停止案は取り下げられた例はあるのかということです。

2点目につきましては、令和5年度300万強の支援策、金額としてあるようですが、この内容と、それから、次年度以降の支援をどのようにさせるのか、するのか、また、存続させるための支援策というものはあるのかということ伺いたと思います。

それから、4点目であります。9月に、もし募集停止案が決定された場合、2024年、2025年の対応は町としてはどのように行うのか、これについてお願いします。

●議長

(10時28分)

町長。

●町長

再質問にお答えをいたします。

まず、募集停止の提案が過去にされたことがあるのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、20人を切る状況になったときに、2年続けてですね、募集停止の提案をされるであろうということを、私どもとして、予測と言ったら変ですけども、そういうルールみたいなものがあるものですから、私どものほうから昨年、要請に行って、1年間猶予を頂いたということでありまして、町教委から提案を受けたことは、今回が初めてであります。

これが、今度の廃止計画の地域の委員会の中で、協議会の中で議論されて取り下げられた事例があるかということでもありますけれども、聞き及ぶ限りでは前例はないというふうに伺っております。

そして次に、これまで行ってきた支援で、これからの支援はどうかということですが、まずは、今現在、進めている支援についても、これまで高校の側としっかりと議論をした中で、どういう項目に、どういう形の支援がいいかということ議論して進めさせていただきました。弁解をするつもりはありませんが、予算ありきの話は一切これまでできておりませんので、まずは今取り組んでいる支援をしっかりとしていきたい。そして、子どもたちが、少人数であろうと、奈井江商業高校の卒業生になる、卒業生だ、在校生であるということに自信を持っていただけるような支援を、これからもしていきたいと思っていますし、これから子どもたちが、今いる在校生、そして来年度、再来年度、入ってきてほしい、子どもたちが、僕たちはこういうふうに頑張りたいというものがあれば、それはしっかりと受け止めて、その考えを、整理を、校長先生と議論しながら整理していきたいというふうに考えています。

そして、その後どうするのかということですが、これについても何回も申し上げていますが、今までやはり、奈井江商業高校が、単純に奈井江町の地域の活性化ということだけじゃなくて、この圏域の中でどういうポテンシャルを持っているのかということで、道教委に対して、再編の考え方を根本的に変えてほしいということを訴えてまいりました。

すなわち、奈井江商業高校に入った子どもたちが、少人数であるがゆえに、マン・

ツー・マンとは言いませんけれども、非常に個々を尊重された人間教育を受けて卒業していているということでもあります。生きる力を身につけた子どもたちが巣立っていき、まさに今年、我が奈井江町においても職員を1人採用いたしましたけれども、そういう力を身につけていく。ひょっとすると、そこを見出せられなかったそれぞれの力というものに自分自身も気がついて、それで自分が生きる、そんな力を育む学校であるということを、私どもは訴えさせていただいていますので、それを引き続き訴えていきたいし、そういう意味で、北海道の高等教育の在り方を抜本的に考え直しませんかということをご提案をさせていただいております。そして、これからも、そのことを伝えていきたいと思っています。

●議長

(10時33分)

石川議員。

●5番

少し地方の例を取りながら、再々質問のお話をしたいと思います。

道教委が2024年に募集停止を決めている北見市の留辺薬高校、町長、ご存じだと思いますけれども、今年22人が入学されました。学校では募集停止が示されて以降、特色ある教育活動を推進し、生徒数が年々増加しております。道教委は、一度決定した募集停止の決定を翻す予定はないとしているようですが、学校や保護者などの関係者は、これは学校の問題ではなく、高校がなくなるという地域の問題だとして、存続に向けた様々な取組が行われました。署名活動では、約1万2,600筆、YouTubeの配信や存続祈願の花火大会も開催しました。留辺薬高校のように、配置計画で募集停止が決定してから生徒数が増加したのは異例のようではありますが、地域の努力が実った例として注目するべきであると思います。

2021年から、学校設定科目で、養蚕をはじめ、生徒がミツバチを飼育して、7月には100%留辺薬産のハチミツを、約6キロ収穫したり、国際系列と福祉系列による北見市内唯一の総合学科として、多様な進路に対応したり、部活動においても、対戦型コンピューターゲームで争うeスポーツ部やトランポリン部など特色のある部活が誕生したり、地道に特色ある教育を独自に展開しております。道教委は、特色ある教育活動の一部を近隣校に引き継ぐためという理由で、令和5年の募集停止を1年間延期いたしております。

私は、奈井江商業高校の存続を地域の問題として捉え、奈井江町が主導する全町的な取組が必要であると思います。その中で、例えば、生徒が興味を持てる新しいカリキュラムや部活動、また、町長のコメント、先ほどのご答弁にもありましたように、小規模校の特性を生かした子どもたちの資質向上策などを具体的に話し合い、どのようにして生徒の応募を増やすことができるのかを考える必要があると思います。そのことが、奈井江町として、高校が必要であるという強い思いを道教委に訴えることができることであると思いますが、いかがですか。

●議長
町長。

(10時36分)

●町長

今、石川議員がおっしゃられたこと、まさにそのとおりだと思いますし、そういう意味で、北海道の今、現在といいますか、現代といいますか——の状況の中で、高等教育がどういうふうにあるべきなのかということを考え直すべきじゃないですかということ、繰り返しになりますが、昨年から申し上げてきている状況であります。

その中で、これは道教委に代わって僕が言うのは変ですけども、道教委としては、この地域には非常にいろいろな学校が近傍にあって、子どもたちが目指す選択する選択肢が、通学できる範囲内に多くあるということでもあります。そういうことも勘案したときに、今、議員が提案いただいたことについても、非常に難しい課題がありますよということを言われました。

繰り返しになりますが、私も、ですから学習ということについては、コロナが蔓延したことによって、いわゆる電子機器を使った学習機会が広げられたりして、知識を得る方法というのは、いろいろ議論をされるし、普及もしてくると思いますが、人間教育、お互いが人と人とで関わり合って、「リアルな」ですよ、今、はやりの言葉で言えば、そういう中で子どもたちが生きる力だとか、お互いを尊重し合う力だとかということは、やはり画面の中では出てこないことだと思っています。それが、留辺蘂高校がいろんな挑戦をすることの一つにもあるのかもしれないけれども、そういうことで、私どもの奈井江商業高校の存続が可能なかどうか、それも議論していただきたいと思えますけれども、現実としては、今あるルールの中で議論が進められているということですから、しっかりと、繰り返しになりますが、そのことを訴えていきたいなというふうに思っています。

町民の皆さんが何らかの形でこうするべきだというものがもしあるとしたら、ご意見は賜りたいと思いますが、何せ、奈井江中学校の生徒数自体が極めて少ない中で、そして、奈井江商業高校に通っていただいている多くが北空知学区の子どもさんたちであるということをお勘案すると、その機運を盛り上げること自体が非常に難しい。今日の社説で改めて読んでいただければ分かるかと思いますが、北空知学区全体でその議論を作り上げて、そして、その奈井江商業なら奈井江商業の位置づけということが議論されたとき初めて可能になる形でありますので、方法論としては明示されていますけれども、そこに至る道筋は極めて難しいのかなというふうに、今、認識としては持っております。

●5番
質問を終わります。

●議長
以上で、石川議員の質問を終わります。

(10時39分)

(2. 1番根岸議員の質問・答弁)

(10時40分)

●議長

引き続き一般質問を行います。
1番根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番、根岸一志です。おはようございます。よろしく願いいたします。
それでは私から、大綱を2点、質問させていただきたいと思います。

まずは、ゼロカーボンシティ宣言につきましてですが、こちらは2023年3月31日時点で北海道内124の自治体が地球温暖化対策に向けて、パリ協定を基に二酸化炭素排出量2030年までに48%削減、2050年までに実質ゼロを目指しているところでありまして、奈井江町でも、さきの定例会にもありましたとおり、ゼロカーボンシティ宣言をされました。

そして、こちら環境省からも脱炭素事業に向けた交付金が始まっており、地域脱炭素の推進のための交付金だけでも、令和5年度、予算が、こちら350億円と国としても力を入れている事業であり、カーボンニュートラルに向けての環境投資資金は約3,000兆円とも言われております。持続可能な奈井江町の未来を考える上でも、脱炭素社会の推進や再生可能エネルギーの活用は必要不可欠と考えております。

北海道は、2018年に起きたブラックアウトや、昨今の海外情勢による燃料の高騰、そして、特に奈井江町に関しましては、北電奈井江火力発電所の廃止という問題も抱えている中で、これからの世代のためにも地域のエネルギーに関しては活発な議論を重ねていかないといけないと考えております。

そこで質問なのですが、まず現在までのカーボンニュートラルに向けた奈井江町の取組をお伺いしたいのと、2つ目が、2050年のカーボンニュートラルに向けた奈井江町の取組をお伺いしたいと思います。3つ目なのですが、環境省から交付金も出されている脱炭素化事業に向けた取組について、今後の奈井江町の在り方を町長にお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長

(10時42分)

答弁を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員からのゼロカーボンシティに対するご質問であります。

今、議員からのお話もありました2015年にパリ協定が採択をされて、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが、世界共通の長期目標として合意をされたということです。2020年には国で、そして2021年には北海道でも、カーボンニュートラルの取組が宣言をされました。

地球温暖化の問題は、既に世界各所で影響が出ており、ここ数年は気温の上昇、異常気象など、まさに肌感覚でもその影響が感じられるようになってきております。

この地球規模の大きな課題は、全世界、全自治体、そして全町民が意識して取り組まなければ、決して解決できない問題として捉え、今年の3月、定例会で本町においても宣言をさせていただいたところであります。

そこで最初の質問であります。これまでの取組ということですが、奈井江町では、大きく目立った取組ということではないかもしれませんが、これまでも防犯灯や公共施設のLED化、環境負荷の少ないハイブリッド車、低燃費車の公用車の購入というようなことをさせていただいていますし、何よりも山林が乱開発されないというようなことも目指して、町有林の23.7%に当たる分収林地区559ヘクタールでは、二酸化炭素の吸収源としても機能するよう、健全な森林整備にも取り組んできております。

また、公共施設においては、新築や改修工事、備品の更新の際には、省エネルギー型機種を採用や機密断熱性能に配慮をするとともに、カーボンオフセットのコピー用紙の使用でありますとか、照明等の節電対策などに取り組んできたところでもあります。新庁舎も、そのような観点から設計をいただいております。

中でも、米穀貯蔵用利雪低温倉庫、「雪米の蔵」といいますけれども、これは、雪冷熱を活用する冷房システムを採用しており、使用電力量約9割、また、石狩川流域下水道組合では、発生したメタンガスを活用した発電を行うなど、使用電力量の約3割を削減しているというような施設もございます。

さらには、一般行政報告でも申し上げましたけれども、子どもたちの発案で始まりました全町の一斉クリーン作成などで、ごみを拾い、きれいな町にすることだけではなくて、こういう事業が浸透することによって、地域環境の温暖化、自然環境の保護にもつながる取組だなというふうに認識をしているところであります。

2つ目の質問であります。2050年に向けたカーボンニュートラルの取組ということで、役場新庁舎の移転に合わせて、資料などのデータベース化、また、電子決裁を導入して、ファイリング化、ペーパーレス化に取り組むこととしておりますし、これまでの取組を継続して、町職員はもとより、企業・団体・町民一人一人の皆さんに、この取組が広がりますよう、町としての姿勢を示し、広く行動を呼びかけていくことが必要だと考えております。

3つ目の環境省の脱炭素化事業に向けた取組についてということでもあります。国の助

成制度を何とか活用できないのか、しないのかという問いかけかと思いますが、国は、脱炭素を推進するために、令和3年度に地域脱炭素ロードマップを策定し、地方創生に資する脱炭素の行程と具体策を示しました。具体的には、公共施設における太陽光発電設備や蓄電池の導入、再エネ電力、EV車の活用など、様々な分野で具体的な取組が示されており、環境省のみならず、各省庁において、それぞれ支援ツールが示されています。

町といたしましても、これらの取組を再確認し、必要に応じて財政状況や費用対効果、地域資源とのマッチングなど、それぞれあらゆる可能性、導入効果を勘案しながら、幅広く検討していきたいと思っていますし、当然のことながら、私どもが進めなければならない事業の中で活用できる支援策があれば、全力を振り絞って、それを獲得していく所存であります。

ただ、いずれにいたしましても、現時点において、環境省などの支援ツールを活用した事業展開の予定がございませんが、まずは足元からできることを着実に進めていく、このことが重要と考え、取り組みたいと思っていますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時48分)

根岸議員。

●1番

再質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、ご説明にあったとおり、今後、何をやっていくかというところは、未定ということもありますが、脱炭素の先行モデルとして認定を受けた自治体によっては、上限50億という交付金が出されているというところもありますし、上士幌町では、個人の住宅のソーラーパネル導入に補助金が出ていたり、そのソーラーパネルを敷設した場合に10万円の商品券を出すなどと、経済対策にも使われているところがあります。

先日、当別町で勉強会に参加させていただいたんですけれども、当別町でも6億が出るというような形で、いろんな対策、町の活性化にも、こちら、環境対策もそうですが、町の活性化にも使えるというような取組もありますので、ぜひ今後、検討していただければと思うのですが。その中で、今後、そういった検討のプロジェクトチーム、今、現時点であるのかどうかと、ない場合、これから組み立てる予定があるのか、例えば、あとは町民の中でエネルギー会議というような会議を開催していくような予定とかもあるのかをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●議長

(10時49分)

町長。

●町長

まさに今おっしゃられたとおりだと思っておりますし、ただ、行政が単独で進めるということに対する助成というのは、なかなかなくて、民間の企業でありますとか、いろいろな事業体の中と一緒に組んでやるということに対する助成が多いのかなというふうに思っています。

環境省だけじゃなくて、経産省サイドでは、1,000億まで責任を持ちますという発言をされている方もいらっしゃいますから、いろいろな形のものが、私どももアンテナを張っていかなければならないというふうに認識をしています。

それで、町内にそういうプロジェクトがあるのかということでもありますけれども、特に、そのプロジェクトを形式的に立ち上げているということではありません。これは、私どものゼロカーボンだけじゃなくて、いろいろな形、DXだとかいろいろなことも含めて、それぞれの所管の中で議論をさせていただきながら、それを課題が出たときに共有をしながらというのが、奈井江町としては、そういうやり方をさせていただいていますので、特別そのためにプロジェクトチームを立ち上げてというのは、今現在は考えておりません。

それともう一つ、町民の中でそういう検討会があるかどうかということですが、今のところ私としては承知をしておりませんが、もし町民の中で、そういうことを検討してご提言をいただけるということであれば、それは積極的に私どももお伺いをさせていただきたいなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

●議長

(10時51分)

根岸議員。

●1番

ありがとうございます。近隣自治体でも、ゼロカーボン対策推進課といったのも立ち上がってくるのも多いところが増えてきていますので、先ほども申しましたとおり、火力発電所の在り方も含めたり、この地域のエネルギーを考えるとしても、そちらのほうを進めていただければと思います。

大綱2番目の質問をさせていただきたいと思うんですが、こちらのほう、奈井江町におけるデジタルトランスフォーメーション、通称DXと略されますが、そのDXに対してお聞かせ願いたいのですが。国でも2021年9月にデジタル庁が発足され、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」をスローガンにDXを推進し、人々の生活を、よりよい状態へ、変革へ向けて注力され、近隣市町もデジタル対策推進本部などの専門の課が設立され、様々なDXが検討され推進されております。

また、国から出ているデジタル田園都市国家構想交付金の活用で、子どもたちの登下校管理システムの導入による子どもたちの見守り、デジタル地域通貨の導入で商業の活

性化、母子手帳のアプリ化、農業分野においても、ドローンを導入したり、ハウスの温度管理などを進めたアプリ化、そういったような取組を、ほかの自治体でも多く、取組を行われております。

今後、少子高齢化による人手不足の中で、それを解消する可能性を秘めたDX、この町の魅力を発信し、活性化につなげる可能性も大いに秘めておると考えております。

そこで質問なのですが、行政サービスにおけるDXの現在の取組と今後の予定、こちら、例えば市役所の窓口業務だったり、オンライン申請などの今まで取り組まれていたことに対するお答えをお聞かせいただければと思います。

2つ目が、町民サービスにおけるDXの現在の取組と今後の予定。こちら、例えば情報発信アプリだったり、先ほど申しましたデジタル地域通貨などの、町民の暮らしが便利で、より豊かになるような取組、何かを行う予定等、行われている予定、実績がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

最後に、デジタル田園都市国家構想交付金の今後の活動予定等がございましたらご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

●議長

(10時53分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

根岸議員から2つ目のDX、デジタルトランスフォーメーションの関係ですけれども、まず、デジタル庁が置かれて、先ほどのゼロカーボンもそうですけれども、各近隣市町で専門的な部署がということではありますが、ここで私は、水を差すつもりはございませんけれども、それぞれの町も、やはり部署は兼任で置いておきまして、プロパーで専門的な知識を有する職員が残念ながら少ないというのが実態かと思っています。そういう意味で、私どももできるだけ遅れないように、情報はキャッチしていきたいと思っていますけれども、なかなか難しい状況であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

1点目の行政サービスにおける取組と今後の予定ということであります。本町のデジタルトランスフォーメーションの取組のうち、まずは、行政サービスにおける主なデジタル化の取組といたしまして、本年3月より、住民票などのコンビニ交付事業をスタートさせていただきました。コンビニ交付は、全国約5万店舗のコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で、マイナンバーカードを照合して、住民票の写しと印鑑登録証明の発行を受けることができるサービスであります。

今、交換、いろんな形で騒がれていますので、あまり言及できませんが、本町では、これまで大きなトラブルもなく、おかげさまで順調にご利用をいただいております。また、国のDX施策の重点事項の一つでもあります行政手続のオンライン化、これについては、本年4月より、子育てや介護などの各種申請手続をオンラインで行うことができ

るようになっております。

さらに、国が、令和7年度までに、全自治体の行政システムの標準化・共通化、これを目指しているところで、本町は、かねてから加盟している北海道自治体情報システム協議会、これは設立のときから私どもが加盟しておりますし、私自身、今、この理事でもありますけれども、ここと連携をしながら、基幹システムのベンダーである株式会社中央コンピューターサービスなどにおいて、具体的な予定は示されておりませんが、今、随時、システム移行のための確認作業、検証作業をやっているというところであり

ます。2点目の、町民サービスにおける取組と今後の予定ということであります。本町のLINE公式アカウント、現在985件の登録、6月12日現在ということで頂いております。町民生活に直結するDXの取組といたしましては、今ほど申し上げたLINEの公式アカウントの画面上において、ユーザーのニーズに合わせて適切な情報を分かりやすく案内する自動オート、チャットボットというのだそうですが、この機能を3月からスタートさせました。これにより様々なコンテンツをスマートフォンの画面上に整然に配置されて、視認性、見やすくなったということだと思いますけれども、これが向上して、利用者は、町が発信する様々な情報を少しでも早く的確に入手することができるようになったのではないかなというふうに認識をしております。

また、先日の広報誌でもお知らせいたしましたけれども、町内の一部の公共施設の仮予約がウェブ上で行うことができる施設予約システム、やっとなと言われるかもしれませんが、今月スタートさせていただいたところです。

対象となる施設事業については、公民館、体育館、文化ホール、みなクル、学校開放事業となっていて、そのうち仮予約が可能な施設は、公民館と体育館、文化ホールとなっています。また、公民館、体育館、文化ホール、みなクルでは、それぞれ施設内にサインージを設置して、来館者も一目で予約状況が確認できるというような状況になっています。少しずつですが、着実に進めていきたいというふうに思っています。

そして3点目、デジタル田園都市国家構想交付金、これのデジタルの（聞き取り不能）の活用予定ということであります。先ほどのゼロカーボンも同じですけれども、今ほども申し上げましたとおり、デジタル技術の恩恵を着実に町民に根付かせる施策、各種展開しているところでありますけれども、今後、さらなる取組の推進に向けて、デジタル田園都市国家構想交付金などのメニューの活用も視野に入れて、しっかりと協議会やベンダーとの検討内容も踏まえながら、奈井江町にとっての効果的で真に必要なとされるデジタル化ということを進めていきたいというふうに考えています。これについても、ご助言があれば承りたいと思っておりますし、ぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長

(10時59分)

根岸議員。

● 1 番

今ほどのご説明ありがとうございます。それに対して再質問だったんですけれども、まず、今までの取組、結構やられているということで、そちらのほう、理解させていただいたんですけれども、先ほども、ちょっと説明とも、質問とも重複にはなるんですけれども、ご説明の中で、重複した課で行っているということなんですけれども、今後、例えば民間を入れた専属のチームを作る予定があるのか、そのロードマップといたしますか、何か具体的なものがあるようでしたら、お聞かせ願います。

●議長

(1 0 時 5 9 分)

町長。

●町長

今、再質問の中で、具体的なというご質問ですので、具体的にはございません。ただ、まさに今年度から奈井江町に地域活性化起業人として、奈井江町でご助言を頂いていらっしゃる方ですとか、いろんな方々が、やはり的確に行政のデジタル化の遅延、遅いということだとか、行政システムそのものの硬着化した状態だとかということ、正直ストレートに私に指摘をいただいています。しっかりと受け止めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長

根岸議員。

● 1 番

以上です。

●議長

よろしいですか。

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

この時計で 1 0 分まで休憩といたします。

(休憩)

(1 1 時 0 0 分)

(3 . 2 番星議員の質問・答弁)

(1 1 時 0 9 分)

●議長

休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き一般質問を行います。

2 番星議員。

(2番 登壇)

● 2番

それでは、私は大綱2点の質問をさせていただきたいと思います。

そのうちの1点目で、地域公共交通の充実に向けたというお話で質問させていただきたいと思います。

初めに、現在の町営バスの運行に関して伺いたいと思います。

令和5年度の町政執行方針の中で町長がお考えになっている3つの施策の1つ、誰もが安心して暮らせるまちづくりの確立があります。その中で、多世代共生型地域公共交通の在り方について、町民の皆さんの参加と協力をいただきながら、必要な調査、検討を進めるとうたわれています。

高齢化が進み、運転免許証を返納する住民が多くなり、さらに、住民の足となる町営バスの利用者が増えることが予想されます。毎日の買物や病院に通院される町民も大変な思いをされていることと思われまます。

現在、町営バスの運行ルートは、市街地循環線と向ヶ丘線の2路線があります。

町営バスの利用状況であります、平成30年度の資料で向ヶ丘線は、1便当たり3,044人の利用者、市街地循環線は1,536人の利用者で、国の補助基準がこの当時2,000人であることから、この数字をクリアされていない市街地循環線に対しては、PRを強化して利用率を上げたいと、予算審査特別委員会で回答されています。現在の各路線の利用状況について伺いたいと思います。

そして2点目は、私は体験で数回、向ヶ丘線の町営バスに乗車したことがあります。運転士さんのきめ細やかな優しい運転でした。バスを利用されている町民から聞き取りをした中で、循環ルート内の停留所で利用頻度が少ないところがあると知りました。時間的なロスをしているのではないかと思い、やはりこのことで病院の予約時間に間に合わないとか、また別の方ですが、砂川行きの直通の町営バスがあれば通勤も楽になるのに、町営バスと中央バスとの接続が悪く、お隣の浦臼町の町営バスを利用して通勤していると聞きました。町営バスの砂川行き運行があれば、通勤・通院がとても助かるのにとの声。また、風呂窯が壊れ、松の湯さんに利用したいけれど、目の前にバス停があればいいね、そのような声も上がりました。

このように、バス利用が必要とされている町民のためにも、循環ルートの見直しや停留所の増設、また移設、このことを求めたいと思います。

また現在、各停留所のバス停の時刻表ですが、字が少し小さいので、分かりやすく字を大きくしたり、また、みなクル停留所の時刻表も少し高い位置にあるので、これもちよっと見やすい位置に下げるなど、この配慮でもっと利用しやすい町民の足となり得るはずでです。定期的な実証実験の中で、さらなる利用者が増えるよう、バス委託業者と協議を進めていただき、改善していただきたいと思いますが、町としてのお考えを聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長

(1 1 時 1 4 分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からの地域公共交通の充実に向けてというご質問であります。

今、議員からのご質問にもありましたとおり、ある停留所では、利用する方が少ないからここ飛ばしたらいいんじゃないかという意見があるのと反対に、でも利用する人はたまにはいるんですよ。たまに利用する人は、そこに停留所を造ってほしいなって、今、議員がおっしゃられたとおり、いろんなニーズがあるということを前提に答弁をさせていただきます。

まず、現在の町営バスの利用条件についてですけれども、奈井江町内では現在、町営バス向ヶ丘線、市街地循環線の2路線を平成25年10月から本格運行を行い、その間、利便性や効率的な運行の向上、町民ニーズの反映を図るため、乗降調査などを実施しながら、運行ダイヤやルート of 拡張を行ってまいりました。ここ数年は、新型コロナウイルス感染対策による外出自粛などの影響、ないえ温泉の休館に伴い、利用実績が停滞しておりましたけれども、従来、町民の足として定着していたことに加えて、新型コロナウイルス感染に伴う行動制限が少しずつ緩和されたことによって、直近では、利用者が徐々にではありますが増えてきている状況にあります。

向ヶ丘線につきましては、昨年10月からないえ温泉の休館に伴い、ないえ温泉と二股入り口のバス停を休止し、また、利用の少ないないえ温泉発の早朝6時台を1便減便させていただくなど、平日で10便、土日祝日を8便で運行を行っており、利用者につきましては、一昨年と比較して866名の増、5,650人の町民の方に利用をいただいております。

また、市街地循環線につきましては、平日4便で運行をしており、利用者につきましては、町民ニーズを反映したダイヤの改正、バス停増設などを行ったことにより、1,824人の町民の方にご利用をいただいております。

利用促進の一環として、循環のルート、停留所等の見直しをどうなのかということでもあります。今ほど申し上げましたとおり、運行ダイヤやルート of 拡張など、町民ニーズを反映させながら運営してきたところでもありますけれども、奈井江町では現在、議員もご指摘の中にありましたけれども、奈井江版生涯活躍のまち、誰もが躍動し寄り添う全世代共奏のまちづくりプロジェクトを進めている中で、子どもから高齢者まで、誰もが便利で使いやすい新たな仕組みを構築する、多世代共生型の交通システムの導入に向けた検討を行っています。

奈井江町における公共交通は、中央バス、JR函館本線があり、それらに接続する町営バス路線、乗り合いタクシー、スクールバスなどを運行して、主に通学・通院などを中心とした生活交通として利用されておりますが、町営バスについては、運行開始から

10年以上が経過しており、人口減少や高齢化の影響で、この間、利用者は減少傾向にありました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、交通事業者の運営状況も厳しさを増していることから、地域住民の生活を支え、持続可能な交通体系の確立が必要となっているということでもあります。

多世代共生型交通システムは、調査会社の協力のもと、当町に関係する交通事業者や町民の実態、現況などの地域特性や自治体先進事例の動向なども踏まえて、新たな地域公共交通の在り方についてまとめるもので、奈井江版生涯活躍のまちを実現するための構想の大きな一つであります。

議員の質問にありますように、利用促進の一環とする循環ルート、停留所の見直しなど、現在進めている多世代共生型交通システムの中で、新たな地域公共交通の在り方を検討し、また、現在作成が進められている中空知の、これは空知振興局が事務局を担って進めていますけれども、この中空知の交通計画との連動と整合性を図りながら検討していきたいというふうに考えています。

いずれにいたしましても、町民の皆様のご参加とご協力をいただきながら、必要な調査、検討を進めて、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段の提供、利用性の向上を目指していきたいというふうに考えています。ご理解とご協力を改めてお願いを申し上げます、答弁にさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長

(11時20分)

星議員。

●2番

ありがとうございました。前向きな答弁を聞きました。さらなる状況も刻々と変化している中で、それに即した町営バスの運行、ぜひお願いしたいなと思います。大事な町民の足なので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、もう一点目の質問をさせていただきたいと思います。

学校給食費の完全無償化の実現に向けてお聞きしたいと思います。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

全国では2021年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において、学校給食を実施されていることも学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表した子ども・子育て政策の強化について、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。そもそも憲法が定める義務教育の無償とは、授業料だけでなく、1951年の政府の国会答弁においても、学校給食費なども含めており、広げていくという趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学び、成長する権利を保障することは、社会全体の責任です。

とりわけ昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がれるものです。そうした中で今、無償化の波が全国で広がっています。道内も2020年に、小中学校の給食費の無償化を実施していた自治体が27、22年度には40まで広がっており、今年度から網走市や東川町など、新たに始まっているところもあります。奈井江町を取り巻く近隣市町村で完全無償化になっている自治体は、上砂川町、浦臼町、そして歌志内市があります。

子どもは町の宝です。現在、奈井江町では、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子以降は無償としています。今こそ完全無償化にする時期に来ているのではないのでしょうか。ぜひ、この完全無償化の波を奈井江町としても歴史に刻まれる事業となるよう、考えるときではないのでしょうか。町としての前向きなお考えを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

●議長

(11時24分)

答弁を求めます。町長。

●町長

2点目の学校給食の完全無償化についてのご質問であります。

まさに、議員ご指摘のとおりでありますけれども、全国的に少子化が進む中であって、昨今では、ヤングケアラー対策などにも日が当たるなど、様々なチャンネルで子どもたちの健全育成、支援が行われていること、また、こども家庭庁を中心に子育て支援の国民議論がスタートしたことを、私としても好ましく捉えているところであります。

学校給食の無償化ということですが、保護者の負担軽減を通じて子育て支援を強化していくとして、今、国や全国の地方自治体で盛んに議論がなされており、大きな広がりを見せております。

奈井江町の取組状況ですが、今、議員もご指摘いただきました。従前から実施しております低所得者対策、準要保護世帯の子どもたちの全員分の給食費全額を町が負担をし、令和2年度から始まった第6期まちづくり計画後期実施計画においては、多子世帯への町独自の支援施策として、第3子全額、第2子半額の無償化をスタートさせており、これらに係る町の費用は年間で約600万円となっております。

また、奈井江町が全ての児童生徒の給食費を全額無償にするとした場合は、約1,000万円ほどの増額が必要であり、年間1,600万円ほどになるかなというふうに試算をしているところであります。

さて、まちづくり後期計画がスタートした以降も生涯活躍のまち事業に取り組むなどしてまいりましたが、町民の定住、町外からの移住促進などの施策を進めている上においても、子育て支援の魅力を高めることが重要な課題であるとの認識は、町長に就任したときから変わっておらず持っているところであります。

今回、ご質問がありました給食費の全額無償化もその中の一つではありますが、またそのほかにも、例えば子ども園の保育医療に関わること、教育の充実に係ること、

チームティーチングだとか教員の補助員を増やすことなどなど、どういう形で子育てを支援するのか、それが議論されていくことから始めたいということで、奈井江町らしい子育て支援策をどう発信していくのか、まち全体の子育て支援策をいま一度俯瞰して、また、その一方で、奈井江町の財政推計もしっかりと捉えながら、現在、町内において検討を行っているということを申し上げて、ご答弁に代えさせていただきます。

●議長 (11時27分)
星議員。

●2番
ありがとうございます。ぜひ前向きに、この第1子全額負担、これを完全負担、完全無償化に向けて頑張ってもらいたい、そう思います。

次のまちづくり計画の中で、町民とよく話し合いながら、この必要性をきちっと町民との話の中で理解して、完全無償化に向けてお願いしたい。これは要望でございます。ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

●議長
以上で、星議員の一般質問を終わります。
(11時28分)

(4. 3番篠田議員の質問・答弁) (11時28分)

●議長
引き続き一般質問を行います。
3番篠田議員。

(3番 登壇)

●3番
私のほうは、大綱3点についてお伺いをしていきたいと思います。
まず一つ目は、ないえ温泉・公衆浴場の関係ですけれども、1点目は、令和4年の10月に、旧ないえ温泉施設分の民間提案制度が行われて、最終審査が行われたんですけれども決定には至らなかったようでございます。その後、事業者等からの問合せなど、町の対応についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、町に公衆浴場が一軒ありますが、経営者の高齢化、後継者問題等で事業継承が困難とお聞きをしており、いつ、それこそ辞められるか分からないような状況で

ざいます。

温泉が休館しており、公衆浴場がなくなると、風呂難民の方が多数出ることが懸念されます。ほかの自治体でも同様の問題を抱えており、先般、新聞報道で函館市が市営住宅の湯の川団地にある唯一の銭湯の建物を買取り、公費で存続させる方針が報道されていましたが、同団地の住宅には風呂がなく、風呂難民が多数出ることが懸念されるための対応のようでございます。

当町の公営住宅は、風呂付きの公住は桜ヶ丘団地、瑞穂団地、向ヶ丘岡団地ですが、ほかの団地は風呂をスペースがあり、入居者の判断となっているようでございます。

また、民間借家でも風呂がないところもあり、高齢化が進む中、自宅に風呂はあるが、一人住まいで入浴中に体調が悪くなったときなどの不安で、自身の自分の体調と相談しながら、話し相手のいる公衆浴場に来られている方が多く、町民の交流の場としても利用されているようでございます。まさに裸の付き合いで、ざっくばらんなお話でしょうけれども、風呂難民を出さない対応を今考えなければならぬと思いますが、その点についても併せてお伺いをしていきたいと思っております。

●議長

(11時31分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からのまず一点目、温泉施設の民間提案制度のその後ということですが、ないえ温泉施設につきましては、昨年、民間提案制度において公募型のプロポーザルを行って、町外の企業1社からのご応募をいただきました。企画、提案は、審査委員会のメンバーが審査の視点に基づき、厳正に審査を行ったところでありますが、取組意欲や業績は評価ができるものの、収支計画や様々なリスクへの対応方針などを総合的に判断した結果、採用を見送らせていただいたというところであります。

民間提案制度は、民間事業者の自由で創意工夫にあふれたアイデアやノウハウを生かして、本町の未利用財産の利活用を促進する制度としてつくり上げました。

本町といたしましては、これまでと同様の公営温泉ホテルのような形態では、町としての財政負担は避けられず、将来にわたってその負担は困難であるとの判断から、昨年の公募開始に至っており、今後も温泉ホテル以外の公共性のある用途での利活用や一括での売却、無償譲渡のみではなく、分割での対応なども視野に入れた応募条件の見直しを今行わせていただいて、新たな公募の開始に向けて検討をさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、せっかくの遊休資産、有効に使っていただければという思いでしっかりと維持をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公衆浴場に関するご質問ですけれども、町内の公衆浴場においては、経営者がご高齢になり、経営の存続が心配される声も聞こえておりますけれども、現状では、経営者の方から可能な限り経営は続けるというご意思を伺っております。町としても側面的に財政支援を継続している状況にあります。

また、令和2年度には、浴場利用の頻度や内風呂の環境等を知る目的で、日常的に利用されている方にアンケート調査をさせていただきました。男女59名の方から複数回答、ダブることなく回答を頂いて、それぞれの状況を確認させていただいております。その結果を基に、町の基本的な考えを整理させていただいたところではありますが、まず、持ち家にお住まいの方については、それぞれのお住まいのお風呂を利用していただく。また、アパートなどにお住まいの方でお風呂のない方には、入浴が可能なお住まいに移っていただく。公営住宅の方には、他の入居者と同様に自ら浴槽などを用意していただくか、あるいは条件の合う他の公営住宅への転居を進めるなどの対応を考えていて、必要に応じてこれまでも説明をさせていただいております。

こうした方針のもと、今後においても公衆浴場の経営者と連絡を取り合いながら、その動向を注視しながら、状況に応じた対応が行われるよう努めてまいるとともに、窓口において利用者からの相談を受けてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時36分)

篠田議員。

●3番

1点目の温泉の関係ですけれども、今後、応募の仕方というか、やり方を検討していくというお話なんですけれども、そんな中で、確かにコロナが今治まりつつありますけれども、まだ完全になくなったわけではありません。また、温泉の経営につきましては、本当、宿泊から宴会から全てをやるとなると、非常に厳しいものがあるということは皆さんも承知しているはずです。そんな中で、温浴だけ、そのものを活用しながらやる手法も一つあるのかなという思いもあります。

町営バスのほう先ほどもありましたけれども、今、町のほうは、今後アンケート調査やいろいろな利用者の調査をしながら、今後の運行について検討をしていくというお話ですけれども、当然、向ヶ丘からのほうが、今、何か最終便が午後4時半でなくなってしまいうようなことで、これからその辺の時間帯の見直しやなどもされるんでしょうけれども、温泉を活用した形で、町営バスの運行についてもそれを見直しをすれば、あそこにも改良住宅もありますし、利用者にとっては非常にいいのかなとも思われます。ですから、ぜひ、この辺について検討をしていくのも一つの方法ではないかなと思っております。

それと、高齢者、障がい者の方々に町のほうは入浴券を配付しておりますよね。結構

利用されているようでございます。令和4年度の事務報告を見させてもらいますと、障がい者の方でもその本人と介助の方では48人、老人のほうでは546人の方々に配付がされて、ご利用がされているというような状況下にもありますし、確かに、個々の浴場、風呂を支援する手法もあるんでしょうけれども、こういう方々もおられる中で、公衆浴場なるものが皆無になると大変な状況になるのかなということも懸念されますので、再度、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

●議長

(11時39分)

町長。

●町長

まず、再質問の中での温泉施設の関係で、例えば、温浴施設だけでも再開をして町営バスとリンクさせてはというご提案であります。これにつきましては、議員もご承知かと思いますが、温浴施設だけをやる場合、レストランをやる場合とか、幾つかの形で試算をさせていただき、それを町民の皆様にも全部開示をさせていただき、またさらには、全道的に同じような形で経営をされている事業者の方たちにもお配りをして、ご意見等伺ってというような手順を踏んで、私として判断をさせていただいたところです。ご提案としては尊重させていただきますけれども、町の財政を勘案して、これからまちづくりを考えるときに、なかなか難しい課題かなというふうに受け止めをさせていただいております。

そして、2点目の入浴の関係ですけれども、まず、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律という法律がございます。ここでは、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図るなど必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないという規定があります。そういう意味で、私どもも今予算を見ていただければ分かりますが、500万円弱の財政的な支援をさせていただいております。水道料金でありますとか、人件費に対する助成だとかも含めてさせていただいているほかに、また、今ほどご指摘の障がい者、高齢者に対する入浴券だとかということも出させていただいている状況にあります。まずは、お年寄りの入浴券だとかということと別に、高齢化されて存続がどうなるかということと整理をして、私どもも議論をしていきたいと思っていますし、そういう意味では、先ほど申し上げた個人の経営するそういうところに、どういう形で応援できるのか、それをどういう形で継承していただけるのか、そんなことの相談にはしっかりと乗っていきたいと思っていますが、これを町営でやるということには、なかなか難しい課題があるのかなというふうに捉えております。

●議長

(11時42分)

篠田議員。

● 3 番

温泉の温浴の部分だけ町営で云々というよりも、民間も活用した中で一つの方法として、今後検討をしていただければなと思っておりますので、その点については、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

以上、1点目は終わりにしたいと思ひます。

次に、町立病院の関係ですけれども、前任の小西院長先生が、令和3年の6月に退職して2年が経過しますが、後任院長について、今現在どのようになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

● 議長

(1 1 時 4 3 分)

答弁を求めます。町長。

● 町長

2点目の町立国保病院の問題であります。

院長が不在になってから2年間たつがということですが、後任となる院長の確保について、北海道大学病院の呼吸器内科局、昔の第一内科ですが、ここを中心として、そのほかの関係する医療機関、団体などにも医師の採用や紹介について協力のお願ひをしておひ、継続的にお伺ひするなどしながら状況を確認させていただいております。

しかしながら、あくまで院長の後任という医師の採用をお願ひしているものであり、地方での勤務を希望する医師が絶対的に少ないというのが現状であります。院長を任せることのできる人材を確保することは大変厳しい現状であるということをお聞きをしております。北大呼吸器内科の教授からは、これまでも複数の医師に対して院長就任の打診をいただいているということも伺っておりますし、ただ、いずれも地域的な問題や働き方の希望などを理由に、就任について承諾を得ることはできなかったということでもあります。

本当に、教授には、ここで感謝を申し上げるのも変ですが、行くたびに、実は、この間もある人に、この間も別の人というふうに当たってみただけだということも頂いているんですが、残念ながら今申し上げたような状況にあります。

このように、大変厳しい状況でありますけれども、引き続き関係機関と連携しながら、後任院長の採用に向けて努力は続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

● 議長

(1 1 時 4 4 分)

篠田議員。

● 3 番

町立国保病院、現在も北大から医師の派遣もいただきながら運営をされているようですが、やはり経営の何というんですか、院長の経営方針を基に、各医師、看護師

等が一丸となって経営改善に努めていくことが大切ではないかと思われます。努力はされていると思うんですけども、経営改善のほうについては、順調に進んでいるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(11時45分)

●町長

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、院長以下、職員が一体となって取り組むということが、経営だけじゃなくて地域医療を守る上で、大変大切なことでもあります。

院長という名前については、今、森田副院長に代行という立場で取りまとめをお願いしていますけれども、院長という立場には、なかなか自分自身就任することはできないがということでもありますけれども、代行の立場で、本当によく院内まとめていただいて、今回の例えばコロナに対する対応でありますとか、そういうことも含めて、しっかりとまとめていただいているという状況であります。

そして、あり方検討委員会の中で提示をいただいた幾つかの経営改善に向けた試みも、一つ一つではありますけれども、これも本当に看護スタッフ、医師それぞれが理解をさせていただいて、今現在、事務局を中心に、毎月毎月の収支の状況ですとか、そういうことまで医師の立場で関心を持って、一緒に考えていただいているということでもあります。

今、医療を取り巻く状況、極めて厳しい状況がありますので、これは議員も十分ご承知のことだと思います。経営は改善するということをやりに達成することは非常に難しい状況ではありますが、それぞれがチームとしてしっかりと向き合っているということだけは、これは、私は自信を持ってお伝えをしたいというふうに思っています。よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

●議長
篠田議員。

(11時48分)

●3番

病院のほう、経営改善やなどにも努めてはいるようですけれども、やはりこういう地域の医療の部分でいきますと、奈井江町にも医師会があります。医師会の先生方との連携も図っていかねばならないと思ひますので、ぜひその辺は十分連携を図りながら、町民の健康管理に努めていただきたいなと思ひます。

2点目を終わらせていただきたいなと思ひます。

最後になりますけれども、3点目の奈井江商業高校について、教育長のほうにお伺いしたいと思ひます。

石川議員さんのほうから、いろいろとこれまでの募集停止までに至るまでのいろんな経過ですとかご質問がありましたので、私のほうは、今の商業高校の実態というか状況について、申し訳ないですけどお聞きしたいと思います。

まず一点目が、現在の生徒数、各学年ごとに入学時と学校基本調査、5月ですか、5月にありますその段階で、今年の5月現在で何人になっているのか。それと、そのうち、そこには奈井江中学校の生徒さんが何人おられるのかというのと、あと、教員が何人おられて、何人町内に住んでおられるのか。

あと、2点目が、町の取組というようなことで、いろいろとこうやって、先ほどの一般行政報告でも町長のほうからも報告はありましたけれども、教育長、町長、いろいろと振興局ですとか道教委のほうにも、いろいろと要請活動は行っているのは重々分かっております。

そんな中で、コロナ禍で何て言うんですか、通常の場合と何ができなかったか、どういことができなかったのか。各中学校を訪問はされているのかなとは思うんですけど、その部分についてちょっと答弁をいただきたいと思います。

●議長

(11時50分)

答弁を求めます。教育長。

●教育長

それではまず、生徒数と職員数について申し上げます。

学年ごとということでしたので、まず、入学時の今の6年生の状況であります、3年生が19、2年生が17、1年生が5名で合計41名、それぞれ各年次で入学をしております。

現在の状況であります、3年生が14、2年生が16、1年生が5名ということで合計35人、在学をしております。

それで、このうち、町内の生徒さんということですが、入学時は1、2、3、それぞれの入学時は11名いらっしゃいまして、そのうち、現状、町内の生徒さんは9名ということになります。

教職員ということですが、教員とそれから事務系の職員も含めて19名、今在籍をしているという状況であります。

続きまして、町の取組と支援状況であります。

入学者数の確保という点で、平成23年度から財政的な支援を開始をし、保護者や生徒たちからのアンケート調査などを実施をしながら、効果的な支援となるよう見直しを行い、現在に至っているところであります。

今なお続くものとしては、ポスター、パンフレットの作成といったPR費用、生徒さんのトレーニングウェアや制服の購入費用、また、生徒のスキルアップに寄与する各種の模試だったり検定の費用を助成をしております。

また、今年度新たに行うものとしては、奈井江町の友好都市、高梁市にあります県立

高梁城南高校への修学旅行の費用、ただし全額ではなくて、通常大阪とか京都、奈良のほうに生徒さん行っていますが、そこから高梁市まで行く間の差額を負担するというような支援を行っているところであります。

このほか、公費を伴わない支援としては、昨年度から取り組んでおります地元奈井江町のことを深掘りをして学習をする、地域探求事業のコーディネートや町職員による講義、また、高校と高校所在地であります南町地域をつなぐ「ちょこっとボランティア」というボランティア活動のプロデュースなどに、町として取り組んできたところであります。

また、中卒予定者に対するPR活動の一環として、私と山田仁樹校長が、越境ではあります但田を組んで、20以上ある中空知と美唄、岩見沢の奈井江商業高校を受験が多い市町の中学校を回りまして、直接出向いて、中学校の校長や教頭、進路指導の担当教員に対して、膝詰めでPRを行っているところであります。

また、現状コロナ禍の中で、なかなかやり切れなかったというふうに所感をしておりますのは、やはり学校行事で、例えば学校祭だったりとかいろんな行事がありますが、そういった授業が実施ができず、ひいては、それらが対外的にPRできないということが大きかったのかなというふうに思っております。

また、もう一点につきましては、私と校長先生とでは各中学校に行くんですけども、一方で、それぞれの中学校が主催をして、例えば中2の方とか中3の方を対象に、進路指導の行事としていろんな高校の担当の人に来ていただいて、その高校をPRするという特別授業のようなものをそれぞれの中学校でかつてはやっていたのですが、それがコロナ禍の中で、ほぼやれていないというような状況だったものですから、中卒予定者に対するまさに直接的なPRというのができなかったというところは、非常に悔しいというふうに考えているところであります。

以上、答弁といたします。

●議長

(11時55分)

篠田議員。

●3番

今年の3月に卒業された奈井江中の生徒さんの動向を、ちょっと教育委員会さんのほうにも問合せをしてお聞きをしました。様々な形で何というか、昔とはやっぱり違うなというのが、昔であれば大体普通科が多く進学をされる傾向にあったようですけれども、もう色々なところに生徒さんは受験をされて、合格をされているんだというのが分かりました。また、美唄の総合学科ですか、こちらのほうもいろんな学科があるというようなことで、こちらにもかなりな人数が行かれているということで、残念なことに奈井江商業のほうは若干2名しかいなかったですけれども、こうやって各学年の今の人数をお聞きをしますと、3年生が卒業されると本当少なくなってきましたし、あと、来年以降入学、入校される方々が何人いるかにもよるんですけれども、少人数になりますと、部

活動ですとか学校祭だとか、本当、子どもたちが一番、生徒さんたちが一番楽しむことが、果たして今後どうなるのかなというような部分も多々あるのかなと思われます。

今、在校している生徒さん、それと募集停止までに入って来られる生徒さんのために、やはりできることは、町ができることをやっぱりしていかなければならないのかなとも思いますけれども、今後の支援の在り方について、教育長さんのほうの意見をお聞きをしていきたいと思います。

●議長 (11時57分)
教育長。

●教育長
まず、募集については例年どおり、私のほうも校長先生と共に活動してまいりたいというふうに考えてございます。

また、生徒さんについては、いろんな北空知学区、南空知学区ある中で、奈井江商業高校を選んで、ここで成長して巣立っていくということを選んでいただいた貴重な若い人材でありますから、町の支援についても継続的に、しっかり支えるような形で支援をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

●議長
篠田議員。

●3番
ぜひ、子どもたちのためにやれることはしてあげていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
以上で終わります。

●町長
以上で、篠田議員の一般質問を終わります。
ここで、この時計で1時15分まで昼食のため休憩とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(休憩) (11時58分)

(5. 4番遠藤議員の質問・答弁) (13時14分)

●議長
それでは会議を再開いたします。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番、遠藤共子です。今日は大綱2点、町長に1点と教育省に1点、お願いしたいと思います。

まず最初に、農業担い手の育成と確保について。第三者継承の取組について伺いたします。

農業の担い手不足が深刻な中、家族や親族以外が後継者となる第三者継承が定着しつつあると、5月の北海道新聞に掲載されていました。農業者が減少し、耕作放棄地が増えれば地域の崩壊につながりかねず、自治体や農協は仲介役として体制を強化しており、農地や施設、機械だけでなく、技術もスムーズに引き継がれ、支援に力を入れていると書いてありました。

道内の鷹栖町では、農家の高齢化が進む中、担い手確保には第三者継承を増やす必要があるとし、2018年から農業交流センターを開設し、希望者をセンターで1年間研修し、2年目には第三者継承の下で1年間研修し、3年目には就農してもらうという仕組みをつくりました。5年間で10の方が就農したといます。

近年、道内の新規就農者数は減少傾向にある。また、かえって新規参入者が統計を取り出してから128人と最多になったと。今や農業の大規模化が進んでおり、一見の離農が地域に与える影響は非常に大きいといます。本町においても、こうした地道な取組が重要ではないかと思えます。

何よりも野菜を栽培する生産団体への影響が最も多く、JAの新しい組合長のご挨拶の中にもありました。農家コストを少しでも減らさないよう、新規参入者への取り組みを町と連携して行っていくと、そんなふうにも訴えておりました。また、このような第三者継承について、町長の考えをお伺いいたします。

●議長

(13時16分)

答弁を求めます。町長。

●町長

遠藤議員からの農業の第三者継承ということで、これは議員がかねてから何度も何度も重要な課題としてご提起をいただいている問題であります。そのことについては、私も同じ考えを持つ者として捉えさせていただき、考えを述べさせていただきたいというふうに思っています。

現在、農業者の高齢化や後継者不足によって農家戸数が減少してきていて、新規就農者をはじめとした次世代の担い手の育成と確保について、本町をはじめ、日本の農業が抱える大きな課題の一つであるものと認識をしております。

本町における新規就農者につきましては、令和3年から4年にかけて、新規学卒者が2名、Uターン就農者が1名、第三者継承による新規参入者がご夫婦の2名、合わせて5名の方に就農していただきました。

農業の第三者継承につきましては、移譲希望者の経営権や農地、農業施設、機械などの有形資産と、農業技術、経営ノウハウ、販路などの無形資産を家族以外の第三者に受け渡すことによって農業経営を継承するというものであります。

経営移譲を希望する農業者の経営基盤を引き継ぐことによって、独立就農と比較して早期に農業経営者として自立することができ、地域農業における担い手確保の解決策として取組が行われているところであります。

一方で、農地などの資産評価と資産をどのように引き継ぐか、あるいは移譲希望者と継承希望者の人間関係の構築や、営農技術をめぐる対立などの問題によって継承途中で中止となるなど、第三者継承を円滑に進めるためには、地域の関係者によってサポートを行う体制が重要であると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、昨年4月に第三者継承によって就農されたご夫婦がおりますが、新規就農に向けて、北海道農業担い手育成センターとの連携の下、令和3年1月から移譲を希望する農業者から指導を受けるための研修を開始し、役場・農業委員会・農協・空地農業改良普及センターによって構成するサポートチームによって、経営指導や農地確保・生活に関することなど、様々な相談支援を行ってきたところであります。

現在当町においては、経営規模の拡大による農地の集積によって地域の担い手を中心に継承されている状況にありますが、引き続き、第三者継承を希望する農業者や就農規模に関する相談など、担い手センターをはじめ農協などの関係機関と連携し、第三者継承を含めた新規就農者の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●議長

(13時20分)

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。今回は、同じような質問をさせてもらったときに、町長は当時は土地の売り手と買い手のバランスがよく、土地もバランスよく売れているのでまだ大丈夫、そういった答弁だったと思います。

今日は前向きに、新規参入者そういったところ、第三者継承を活用しながら前向きに前進したいそんな思いでしたので、すごく嬉しく私は今日思います。

それで、第三者継承で事業を引き継いでいく、そして一番影響があるのが、特に野菜を作っている生産団体、こういう人たちには、例えばここら辺で言うならばトマトだとかミニトマトだとかキュウリだとか、そういった生産物を作っている人たちは人数が減ると収量が減る、それと毎日の生産量ももちろん減ってくるし、それが価格の変動にも大きく影響してくる。

そんなこともあるので、やはり水田を第三者継承でやってくださいというのは最初からは無理があるので、こういった施設園芸のところから、やはりそういう生産団体を守ってもらうというのか、そういった考え方から少しずつ前進していければいいのではないかなというふうに思いました。

それと、白山連合区、私の住んでいる連合区では、今現在、非農家を除いて21件の農家の人たちがずっとこれまで、高齢とは言いつつ農家経営をしてきました。そのうち、今9件のうちが高齢だとは言いつつ一生懸命まだ農作業に従事をしている。それが10年、15年先になると3件ほどしかありません。

色々な状況があって、Uターンで帰ってくるだとか、お嬢さんを迎えるだとかそういったことがあれば別でしょうけれど、単純に今のところ後継者がいてずっと農家がやれるかといったら、白山地区では将来的に3件ほどしかいない状況です。そのようなことを思うと、いろんな農家の人と話をしていると、これは大問題だと。やはり人数を減らさずして農業を経営はできる、奈井江のそういう農家の仕組みをやっぴり考えていかなければいけないんじゃないだろうか。そんな話もあったので浮き上がったので、またこのたびこういった質問をさせてもらいました。

将来にわたって奈井江の農家の状況が、どのような感じというのかどんな経緯になっていくのか、図面に落とし入れて様子を見てみる、何かそういうことをやってみなかつたら、ただ単に頭の中で計算したようには多分いかないと思うので、各連合区ごとの予想図みたいなものも作成して、いろいろ検討してみてもどうかと思うんですが、そういったところで、町長の考えをお伺いしたいなと思います。

●議長

(13時24分)

町長。

●町長

未来予測は極めて難しいと思いますし、結論先に言いますと、連合ごとにとということですが、今奈井江町の農地移動は連合区を超えて広がっている状況の中で、もしやるのであれば、奈井江町全体をまきに見て考えるべきことではあると思います。

それはそれとして、農業者が、もう今さら遠藤議員に釈迦に説法ですけれども、自分のところで後継者、家族での後継、血縁による後継がないということで離農をせざるを得ないという選択を取ったときに、やはり先ほども課題として申し上げた有形資産の継承という部分で、譲り渡すだけじゃなくてその譲り渡す本人が譲渡した、はっきり言ってお金によって老後をどう生活するかということに関わる問題なものですから、これが非常に難しいんだらうと思います。

今回、奈井江町で成功して第三者継承している方については、そこがやはりしっかりとお互いに準備がされていて、一番大きな課題であるイニシャルコスト、新しく新規就農する方のイニシャルコストをどこまで、融資だとかいろいろサポートするかということと併せて、譲渡する側がどこまでそこを歩み寄ったりするかということが必要なこと

なので、それが第三者継承の一番難しいところだろうなというふうに認識をしています。

考え方が前向きに変わったのではないかというご意見もいただきましたけれども、これは別に私も4年前も5年前もずっと同じ考えですが、基本的に農業が農業として認識をされる、業種として選択される職業としてそこに加わるためには、そこで生産することによって生活ができるということが担保されなければならないわけですから、まさに自分がこれから飛び込むときのイニシャルコストとかそのところは全部きちんとしていくのかどうかということが大切だということで、それに対する国だとかの支援もだんだん厚いものにはなってますけれども、まだ難しい問題があるのかなと。

ただ、その第三者継承も含めて、私は農業をやってみたいというふうな、全く非農家の人たちが意識をし始める状況には間違いなくなっているんだろうなと思います。過去よりは。ですから、そのときにまさにその条件をどう整えてあげるのかということがこれから問われてくることだと思います。

農地法が改正されて、今年の4月ですが、下限がなくなりました。私も前にも申し上げたと思うんですけども、おっしゃるとおりで北海道が2ヘクタール、本州内地圏で5反というやつの下限がなくなることによって、そしてテレビ等でも報道されてますけれども、サラリーマンを辞めてたり退職した後、生きがいのようにして就農するということが、ひょっとしたらこれから日本の農業を支える大きな基盤になるのかもしれない。

過去私も、30年以上前ですけども農業委員会の事務局長をやっていたときに、群馬県に行って農業委員会会長と視察させていただいたときの専業農家率が60%ぐらいだったかな。その大方の人たちは、サラリーマンをリタイアした後の平均年齢60歳以上の方たち。でもそれは財産として継承した土地を持っているところに入っていく人たち。

それが今そうではなくて、新たに極めて小さな面積でもそこに入って楽しみながら就農して、そしてさきほど議員がおっしゃったように広げていくことができないとか、あるいは今法人化がたくさん進んでますけれども、法人に農業を体験したいという形で入ってきてそこで技術だとか蓄えをして、そして人間関係を築いてまさに第三者就農をするというような、そういう多様なことに応えられる体制を作ることが必要だろうなというふうに思っています。

ただ、これはすみません、本当に町としてやれることでもないし農協だけでもやれることではなくて、先ほど、今まさにサポート体制全道としても取ってますから、それらのものをより具体的に奈井江町らしく農協さんとも、まさに組合長とそんな話もずっとしているんでそういうお話を聞かれたんだと思うんですけども、そういうことを探していきたいなというふうに思っています。

私としてはそんな形で進めたいという、所感をということですので、考えを申し上げさせていただきます。

●議長

(13時30分)

遠藤議員。

● 4 番

今町長のおっしゃった農業の形、今の形にとらわれず、それこそ地方でやっている、それこそ2反だとか1町余りの畑で農業をやりながら第二の人生を歩む、そんなような農業の在り方というのも絶対悪くはないですし、かえって水田を20町30町受け継いでやるというのは本当に、資産もそうですけれども結構経費のかかる、水田場はそんなふうになりますのでそれには無理があると思います。

地道にほんの少しずつ経営を広げていけるように、農業者自身もやっぱり協力もしなければいけないし、みんなでどうするかということも話合いもしていかなければいけないだろうし、できることはそれぞれで将来に向けた考えをしっかりとって、連合区をどうするだとか米の産地をどうするとか、野菜の生産単体をどんなふうな形に持っていかとか、そういった話合いもこれからは必要になってくるであろう、また町長がおっしゃる大々的な農家でなくても、ひょっとして農家の形が少しずつ変わってくるのかもしれない、そんなこともいろいろなことを期待しながら、この第三者継承に少しずついい方向に向かっていければなと思いますので、ぜひ今後とも検討いただきたいし、私たちも農業者自身できることを地域でいろいろと話しながら進めていければなというふうに思いますので、検討よろしくお願ひしたいと思います。

● 議長

(13時32分)

町長。

● 町長

そのように頑張りますけれども、誤解のないように申し上げますが、そういう小規模農業を導入することに力を入れるということではなくて、要は多様な農業が展開できるような農業政策でないと、農家戸数が減るということだけをとっても、だから2反で園芸作物をやる人もいれば、60ヘクタールでローテーションをしながら、麦、大豆、米、その中でもゆめぴりかだとか優良な米を作る補助があったりとか、いろんな形のものがやりきれるような形でないと農業もたないのかなというふうに思っているということです。

今非常に、スマート農業という名前のもとに大規模化が推奨されているように捉えまされども、大規模化することだけが農業の救済ではないと僕は思ってる、そのことをお伝えしたくて喋っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

● 議長

(13時33分)

遠藤議員。

● 4 番

分かりました。どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。この質問を終わります。

次に、食の教育についてということで、教育長にお伺いをいたします。子どもたちの成長には規則正しい生活習慣が重要であり、早寝早起き朝ごはんの習慣をしっかりとつけてあげることが大切です。

これまでよく食育という言葉が発せられてきました。食の教育とは、食と農と地域と自然の関わりを重視し、農作物が命を育み成長していく過程を大切にしながら、食べ物の関心、興味を高めることを目的としています。食の大切さや、食を支える農の役割、自らの暮らしと社会の営みとの関わり、地域の食文化、命と健康の尊さなどに対する理解を広げていくものであります。

過去には、江南小学校が長きにわたって行ってきた田植えから稲刈りまでの作業に加え、収穫祭として餅つきをし、保護者の協力をいただきながら料理をしてもらい、またみんなでいただく、こうしたことが食の教育になります。

断片的な農業体験に終わらず、座学を兼ね備えた学びの機会を、幼少期から小中高と継続して学ぶ仕組みが重要だと思えます。現在も小学校5年生が田植えや稲刈りの体験を行っていますが、これも非常に意義深い授業であり、子どもたちにとってはいい体験の場となっていると思えます。

また、中学校では家庭科の授業そのものが短縮されがちであり、なかなかこういった機会がなくなっているに等しいのではないかと思います。勉強や学びで、遊びで生活リズムが狂いがちなこともある中学校・高校生あたり、正しい食生活は健康的な生活には欠かせないと知ることが大切だと思えます。

各学年における体験学習の様子や、食への関わりは今どのようになっているのでしょうか。食の教育について、小中を継続して学ぶ仕組みについて教育長にお伺いをいたします。

●議長

(13時36分)

答弁を求めます。
教育長。

●教育長

今週の初めに小学校の授業参加をしてきております。3年生が江口農園さんにお邪魔をして、まず靴の裏を消毒した上でメロンのハウスに入り、生育中のメロンを実際に見ながら説明を聞き、たくさんの質問をしてきております。授業の最後には大きくカットしたメロンの試食もして、子どもたちにとって印象的な授業になったと感じております。

また、後日改めて選果場での見学も行い、選果に当たっての基準だったり流通などについても学ぶ予定をしております。また、この日は5年生の理科の授業で、インゲン豆を使った種の発芽の条件の違い、一つは水を与えるを与えない。もう一つはダンボールの箱の中に入れて、日光が必要か必要じゃないか。もう一つが常温である理科室と、それから子どもたちにも手伝ってもらったようですが、職員室の冷蔵庫を使つての温度の違い。また来週は、発芽に空気が必要か否かについて、水槽に沈めた種の観察を行う予定

をしております。

単に教科書を見るということではなくて、畑をイメージしながら、実際に発芽した種、発芽しなかった種を子どもたちに見せて、手に取らせてという授業をしております。

さて、遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。昨今JAさんなどを中心に食農教育の大切さについてアピールがなされており、食農教育というと食育と農業を併せ学んでいくことというふうに理解をしておりますが、まず初めに、本町が実践をしてきた農業に関わる体験型の授業について説明をします。

小学校では学年に応じて、低学年ではジャガイモとポップコーンの栽培、中学年ではトマトの栽培と先ほど申し上げたメロンの関係、また高学年ではジャガイモと、それから5年生の稲作ということで実施をしております。

中学生になりますと、キュウリやトマトの栽培、また農家さんを講師とする特別授業などを実施しており、小・中ともに地域の農家や社会福祉法人協力のもと、これらの取組を実践してきております。

奈井江町の主要作物である稲作授業を行っている5年生の様子をもう少し補足をしますが、田植え、稲刈りは5年生全員が裸足になって圃場に入り、一本一本自らの手で稲を植え、鎌を持って刈り取りを行い、またその2日間だけ農業に触れるということではなくて、小学校の隣の圃場を使わせていただいておりますので、圃場の様子を折々見に行ったりしているほか、稲刈りの際は落穂拾いと、それからなぜ落穂拾いが大切かについて子どもたちに伝えるなど、食育の視点も持った実習となっていることがすばらしいなというふうに考えております。

また、収穫した米は、しばらくの間コロナにより実施できずにおりましたが、お世話になった農家の皆さんとともに試食をしたり、子ども園や老人施設に配布するなどしてきております。

教室では、よりよい米作りを学ぶほか、今の農業の現状や後継者不足の問題などについても学んでいるほか、今日的なニュースと言ってもいいのかもしれませんが、ウクライナでの紛争に起因をする食料不足問題などについても学んでいるところであります。

次に、給食について説明をします。お米については、全量奈井江産米を使い、副食についても、豚肉や野菜を中心に地産地消に意を用いて、奈井江・浦臼・砂川産を主として使用し、これらについては毎月の給食だよりで子どもたちに伝えております。

また、食育という点では、保健福祉課の栄養士による学校での食育授業や、朝活での健やかクッキングを通じて子どもたちに伝えておりますが、現状の課題として、子どもたちの欠食、とりわけ朝ごはんを抜くというような大きな課題があるので、その授業では食の効果だったり大切さを中心に子どもたちに学ばせております。

最後に、今後の予定について2点説明したいと思います。

1つ目は、小学校で使う副読本奈井江であります。次年度の発刊を予定し、現在、小・中の教員と教育委員会の職員で編集会議を重ねておりますが、この副読本の中には、本町の基幹産業の一つである農業についてもしっかりと掲載をし、奈井江の農業の特色やすばらしさについて子どもたちに伝えていきたいと思っております。

2つ目は、コミュニティスクールの発足であります。コミュニティスクールの役割の一つに特別授業の構築があり、冒頭申し上げた田植えや稲刈りも特別授業に該当して行くのですが、CSのアドバイザーとして何度も関わっていただいております北海道地学協働アドバイザーの森野憲仁先生からは、奈井江町は農業にとどまらず、質・量ともに素晴らしい特別授業の取組がもうでき上がっています。あと、強いて言うなら、小・中の9年間を視野に入れた実施学年について検討してはどうでしょうかということで高い評価をいただいている一方で、今後の協議会の中で、今まで小・中別々に構築をしてきた特別授業について検討作業を行っていきたいと考えております。

CSの委員を各界各層の町民で構成をしておりますが、JA新すながわの奈井江支所長さんにも参加をいただいております、学校や教育委員会、保護者だけではなく、農協や農家の皆さんの力もお借りしながら、コロナ禍も明けましたので普段は教室で、しかしあるときは校庭、そしてあるときは地元農家の畑や田んぼで、手や足を泥だらけにしながら奈井江流の食育教育の実践に今後も取り組んでいきたいと考えております。

●議長

(13時44分)

遠藤議員。

●4番

どうもありがとうございます。具体的にそれぞれの学年に応じて、いろんな活動をしている、体験をしているそんな報告を受け、以前よりは何かずっと高度になってきたのかな中身が、なってきたなという感じと、それこそコミュニティスクールでも、また地域の人たちを交えながらそういうものも取り入れていきたい、すごく農業者の私にとってはありがたい取り組みだなというふうに思って聞きました。

美唄のほうでも、総合的な学習の時間に農業科というのを設けて学習するというふうなことも新聞で見ました。奈井江のほうでも副読本を作って、奈井江の子どもたちにこれまでのいろんな文化だとか農業だとか、そういったものを伝えていきたい。私、質問する内容は何も無いなと思いましたが。それを聞いたときにあまりにも完璧すぎて。

しかし、一つお話ししたいのが、特に小学校高学年あたり、中学校あたりになると、知識のないままの無理なダイエットで体調不良になって大変なことになったという保護者の話やら、食べ物の好き嫌いがあって食事が偏っているんだよねという話やら、あと子どもたちの成長していく中で、早寝早起き朝ごはんの重要性をよく分かっているんですけど、でもなかなか思うようにはいかない、そんな親としての悩みというのかそういう声も聞かれました。

そんなときに私は、この食の教育をもう少し充実させていくことがこうした問題の解決に少しでも向かっていくのではないかと、そんな思いがあって質問させていただきました。

また、農業と食との関わりの中で、自分自身で健康を守る術をしっかりと学ぶ環境を、学校の限られた時間の中ですが検討いただきたいなというふうに思いました。それと、

もっとぜいたく言うと、いろいろと充実した体験だとか食にまつわることを授業の中でやっていただいておりますけれども、個人的には、栄養教諭を配置していただきたい、そんな思いもありました。一言ここで、教育長のお話いただけたらと思います。

●議長

(13時46分)

教育長。

●教育長

まず最初に、農業者の立場からありがたいということで遠藤議員から言っていただきましたが、むしろこちらの方がありがたいなと思って、毎年のそういった授業に取り組みさせていただいております。本当にありがたいなというふうに思っております。

それで栄養教諭の関係ですね。かつては、浦臼町と広域で地元で給食センターを設けていたときは町内に栄養教諭がいたということではありますが、今ちょっと調理員が地元で見つからなかったりという状況の下に今砂川のほうでお願いをされていて、構成市町が4つぐらいになるんですね。砂川の食育授業だけでもなかなか大変だという状況があって、そちらから来ることが非常に困難なものですから、今保健センターには栄養士が、今1人育休で休んでおりますが2人おりますので、彼女たち2人をフル活用して食育の授業にあたらせているという状況であります。

それで授業の内容も、例えば中学校では各学年でやっているのですが、何ていうのかな、単に知識を伝えるということじゃなくてももう一工夫実はしております、例えば、部活のパフォーマンスを上げるためにはこういう食事をしたりとかというようなことがいいんじゃないとか、例えば中学校3年生には、受験で打ち勝つためにはどうか、受験勉強をしっかり集中力を持って取り組むためにはこういう食べるということが大事なんだよということで、身近なテーマに落とし込んで上手に栄養士たちが授業をしてくれておりますので、単独配置できれば多分いいのかもしれませんが、今のところはすごく効果的にできているのかなという状況でありますので、そのことを報告させていただきます。今後とも応援をよろしく申し上げます。

●議長

(13時49分)

遠藤議員。

●4番

無理を言いました。そうですね、農業者の現場からは、食の教育を受けた人材を増やしていくことで、農業をより理解し関心を寄せるきっかけとなって、持続可能な農業になることも期待したいわとそういった声もあります。

また、将来ある子どもたちへのご指導をよろしくお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

●議長

遠藤議員の一般質問を終わります。
以上で、町政一般質問を終わります。

(13時49分)

日程第6 報告第1号の上程・説明

(13時50分)

●議長

日程第6、報告第1号「令和4年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席お疲れ様でございます。議案書1ページをお開きください。

報告第1号「令和4年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」。令和4年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令の規定により報告する。令和5年6月16日提出、奈井江町。

この計算書は、4月第2回臨時会においてご決定をいただきました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い報告をするものであり、担い手確保経営強化支援事業1,669万円の繰越額であります。

財源打ち分けは、国道支出金合計で1,669万円となっております。

以上、繰り越し計算書についてご報告いたしました。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明

(13時51分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページを開きください。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」。奈井江町第6期まちづくり計画、後期実施計画の変更を行ったので、次のとおり報告する。令和5年6月16日提出、奈井江町長。

詳細について、担当課長よりご説明させていただきますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

定例会出席ご苦労さまでございます。報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」、私からご説明させていただきます。

定例会資料1ページ、資料1の新旧対象表をご覧ください。

今回の変更は、令和4年度の事業実績、令和5年度の予算を踏まえた内容変更、新規掲載等を行ったものであります。

変更内容は、国の施策による出産・子育て応援ギフト事業の開始に伴う新規掲載や、機構改革に伴う課名変更による変更を行ったものでございます。

資料2ページ目から3ページ目では、新規掲載事業年度の変更を行ったハード事業を掲載しております。

奈井江川河川緑地遊器具超寿命化工事、西1線道路法面補修工事など4工事を新規掲載するとともに、これら新規事業の追加による事業費の増加や施設の現況等を勘案し、プール・屋外・外壁改修工事、東町第2団地6号線ほか道路改修工事等5工事、消防関係の公用車3台について事業年度の延期など、計画的な事業の推進を図るため見直しを行ったものでございます。

以上、奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みといたします。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時54分)

●議長

日程第8、議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3ページを開きください。

議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)について」ご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億5,024万円を追加し、予算の総額を67億5,554万9,000円とするものであります。令和5年6月16日提出。奈井江町長。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出よりご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、町内事業者価格高騰対策支援金、医療・福祉・介護事業者支援給付金等、合わせて3,866万5,000円を追加計上。

臨時交付金の詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明申し上げます。

4目の財産管理費、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、町有地購入者に対する記念品として、報奨費36万6,000円を追加計上。

11ページを開きください。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立で103万円を追加計上、11目の役場庁舎整備基金では、役場庁舎建設工事費等における物価変動等の増額に備えるため3,000万円を追加計上。

3項1目の戸籍住民基本代帳費、戸籍住民登録事務に要する経費では、システムのセ

セキュリティ強化・保守料の追加分として、委託料7万3,000円を追加計上。

下段から12ページにわたります3款1項1目の社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費では、非課税世帯に対する電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援として1世帯3万円の給付金を支給するもので、事務費用、シテム改修負担金等を合わせて3,599万3,000円を追加計上。

4款2項1目の塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、最終処分場埋立地搬入物シャッターの修繕料38万2,000円を追加計上。

13ページ、6款1項3目の農業振興費、農業振興に要する経費では、ヒグマ3頭分の捕獲奨励金、営農技術の向上、国産化を目的とした麦・大豆生産技術向上事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の補助金、合わせて1,416万円を追加計上。

7款1項1目の商工業振興費、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、多目的ホールの空調機修繕料14万8,000円を追加計上。

下段から14ページにわたります4目地域交流センター費では、地域交流センターの管理運営に要する経費で、令和4年度の燃料費等及び除排雪費用の実績精算により指定管理委託料198万5,000円を追加計上。

8款2項1目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、冬期間の雪害による舗装・排水路改修など、町道の維持補修業務委託料等2,194万3,000円を追加計上。

4項2目の下水道費では、下水道事業会計繰出金387万2,000円を追加計上。

15ページ3目の公園費、公園の維持管理に要する経費では、寿公園の倒木処理手数料49万5,000円を追加計上。

10款3項1目の学校管理費、その他中学校管理事務に要する経費では、自転車置き場の修繕料71万5,000円を追加計上。

6項2目の体育施設費、体育施設の管理運営に要する経費では、令和4年度の修繕及び電気料の実績・精算により、指定管理託料41万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,948万7,000円を追加計上。

16款2項4目の農林水産業費道補助金では、麦・大豆生産技術向上事業補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、合わせて1,410万円を追加計上。

17款2項1目の不動産売払収入では、東町分譲地1区画分の土地売払収入75万7,000円を追加計上。

下段から9ページにわたります18款寄附金では、坂口秀子様、下川勝也様からのご寄附により103万円を追加計上。

20款繰越金では、前年度からの繰越金1億4,709万2,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差8,222万6,000円については、歳入9ページの財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業概要についてご説明させていただきます。

定例会資料4ページをご覧ください。

令和5年度の地方創生臨時交付金につきましては、3月29日付で国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金として、交付限度額の通知があったところでございます。

対象事業の1つ目は、低所得世帯支援枠として物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図る事業、そして2つ目として、国が推奨する事業、生活支援、事業者支援に対する事業と、この2つが国から交付金の交付がされたところでございます。

これを受けまして、令和5年度奈井江町が行う各事業の概要につきましては、資料の順に説明させていただきますけれども、関係団体等とも協議を行いながら、交付された配分額とこれまでの実施してきた事業を勘案しながら、ご提案させていただくものとなっております。

ナンバー1、町内事業者エネルギー価格高騰対策支援金事業では、仕入れ資材、エネルギー価格等の高騰により影響を受けた町内事業者に対し、10万円を給付するもので、180社を想定しております。給付対象は、令和5年1月から12月の間において、仕入れ、資材、エネルギー価格等の高騰により影響を受けている町内法人または個人事業者としておりまして、1,800万円の予算を計上しております。

ナンバー2、医療・福祉・介護事業所給付金事業では、物価高騰の影響を受けた町内に所在する医療・福祉・介護関連事業者に対し、1事業者10万円を給付し、さらに入院・入所事業を行う事業者につきましては、10万円を加算する仕組みとしております。19事業者を対象に、330万円の予算を計上しております。

ナンバー3、奈井江町プレミアム付き商品券発行事業では、昨年と同じ内容となっておりますが、物価高騰の影響を受けた町民に対し、プレミアム付き商品券を発行するものでございます。

プレミアム率は50%、2,000円で購入すると3,000円分の商品券が交付されるということでございまして、1世帯、最大5セットまで購入できる仕組みとなっております。予算額につきましては、1,250万円を計上させていただいております。

ナンバー4、奈井江町商店街売り出し支援事業では、物価高騰の影響により萎縮する

町内経済の維持・活性化を図る取組として、町内商店街の売り出しに対する支援としましてスタンプラリーを行い、より効果の高い消費下支えを行うものでありまして、350万円の予算を計上しております。

ナンバー5、学校給食費負担軽減事業では、給食食材費等の物価高騰による給食費の値上げを抑制するために、砂川市学校給食センターを利用する1市3町の合意に基づきまして、負担金を増額し、保護者負担の軽減を図るもので、136万5,000円の予算を計上しております。

最後にナンバー6、非課税世帯等生活支援事業では、国が行う事業で物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、1世帯3万円を給付するものでございまして、予算額3,599万3,000円を計上しております。

以上、6事業、合計事業費につきましては7,465万8,000円、財源内訳につきましては、地方創生臨時交付金が6,948万7,000円、一般財源が517万1,000円となったところでございます。

物価高騰がこれまでにないくらい多岐にわたりまして、町民生活、地域経済等へ大きく影響をしておりますが、本予算の議決後、各対象者に支援が速やかに行き渡るよう、関係団体等とも連携し、速やかに事務作業を進めてまいります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。8番大関議員。

●8番

私から2点の質問をいたします。

まず、歳入のほうであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

このことについては、新型コロナについては大分収束をしてきましたが、滝川保健所管内では、ちょっと全道の数値を上回っているということで心配なところであります。

地方自治体としても非常にありがたい交付金だと思われませんが、新型コロナウイルスも2類から5類に5月になりましたけれども、今後、いつまでこの交付金事業が続くのか、国からの情報があればお教えていただきたいと思っております。

それから、もう一点は歳出のほうですが、14ページの地域交流センターの管理運営に要する経費の委託料の歳出根拠を教えてくださいたいと思っております。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

1点目の臨時交付金の今後の予定ということでございますが、今後の動きにつきまして

ては、縮小・廃止等を含めた大幅な見直しを行う等との報道がありますけれども、現時点で国からの通達等はない状況になっております。

こうした中、今回配分された令和5年度の地方創生臨時交付金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高等重点支援交付金として、もっぱら物価高騰に対する支援となっております。生活者支援、事業者支援に特化されているという状況にあります。

また、一方で交付金が始まった時点の感染対応や、アフターコロナ・ウイズコロナに対する配分は、現時点でなくなっているという状況でございます。今後も、これらへの対応に対する交付は、見込みづらい状況となるのかなというふうに思っております。

こうした状況を踏まえますと、新型コロナの5類移行後、臨時交付金につきましては、国からの通達がない中で確定的なことは申し上げられませんが、あまり期待できない状況にあると考えております。

いずれにしましても、今後も国の動向をしっかりと注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課長参事

改めまして、第2回定例会の出席お疲れさまでございます。大関議員からご質問がありました、道の駅地域交流センターに関する委託料の積算根拠に関わるご質問でございますが、初めに今回、道の駅における補正予算につきましては、指定管理者との基本協定書の精算ルールに基づく、令和4年度分の燃料費・電気料などの精算分として、27万1,000円を追加計上したほか、本年3月28日に指定管理者から町に対してご要望がありました、令和4年度分の除排雪費用の増加に伴う追加の費用の負担に対しまして、除雪・積雪などの状況を勘案した結果、町として一定の費用負担をすべきと判断し、要望のありました除排雪費用の増嵩経費の50%にあたる171万4,000円を追加計上したところでございます。

次に、経過も含めた中でご答弁をさせていただきたいと思っておりますが、除排雪費用に対しましては町が費用負担を行う経緯ということでございますが、除排雪費用に対する精算やリスク分担につきましては、基本協定には明記しておらず、ほかの維持管理費と同様に指定管理者の責任と負担の下で実施されるのが原則となっております。

しかしながら、基本協定書におきまして、不測の事態が生じた場合は、双方協議の上でリスク分担を決定することが可能となっております。先ほども申し上げましたが、令和4年度を含め過去数年間の除雪や降雪量の状況などを勘案した結果、今回ご要望のありました令和4年度の除排雪費用の増嵩経費に対して、町としてリスク分担表に定めていない双方による協議を行うべき費用と判断したところでございます。

次に、除排雪費用の増嵩経費についてでございますが、内容につきましては除雪回数が増加だったり、排雪日数の増加、また令和3年度に国が設置いたしました防災倉庫や

屋根付き駐車場の管理などによるものでありまして、指定管理者に対しまして業務日誌や契約書、請求書などの提出に加え、必要な聞き取りなどを実施し、作業実績や費用負担などの確認を行った結果、平成30年度の公募の際に、指定管理者が提出した収支計画書における除排雪費用の積算額約330万円ほどになりますが、それを超過した額である約350万円について増嵩経費と認めたところでございます。

次に、負担割合の50%の考え方でございますが、降雪・除雪量などの状況を踏まえまして、町として一定の費用負担をすべきとの判断をいたしました。費用負担の割合につきましては明確に定めたルールはございません。

先ほど申し上げましたとおり、本来除排雪費用は指定管理者の負担ということと併せまして、除排雪作業の実施の判断やその経費のかけ方など、施設の管理全般について経営的な判断も含め、指定管理者による幅広い裁量に委ねているという指定管理者制度の性格を総合的に勘案した結果、町と指定管理者で50%ずつ負担することが適当と判断したところでございます。

以上、説明が大変長くなりましたが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長

8番大関議員。

●8番

新型コロナウイルスについては理解をいたしました。

地域交流センターの管理運営についての経費ですが、これも理解するところでありますが、当初、指定管理者と契約にはなかった令和3年からの防災拠点化ですので、駐車場内にも以前にはなかった障害物といったらあれですけれど、防災倉庫や何か増えていますので、いろいろ理解はしますけれども、今後も何か問題があれば双方で協議しながら運営のほうをうまく進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長

ほかに質疑はありませんか。3番篠田議員。

●3番

歳入の9ページ、繰越金が今年度も1億4,709万2,000円と、結構な金額になっているんですね。前年、令和3年度のときも1億4,573万8,000円っていう形で高額だったんですけど、通常8,000万か9,000万円程度の繰越金かなとは思いますが、何かあってのこんな金額になったのかなということで、内訳、主だったものがあれば教えていただきたい。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

今質問がありました繰越金の関係でございますけれども、考えられる要因としましては、財源のある事業が比較的多かったものの、事業費精査が年度末まで確定しない事業が多かったことが主な要因なのかなというふうに思っております。

不用額が多くなった主な事業としましては、生涯活躍のまちに要する経費で約900万円、ふるさと応援寄附金事業に要する経費で約500万円、それと新型コロナに係る臨時交付金やワクチン接種に係る事業で約1,900万円等となっております。繰り返しになりますけれども、これらの事業は年度末まで事業期間としているものが多く、3月定例会での精査が厳しい状況にあり、不用額となったものでございます。

3月定例会に提出が厳しい事業もございしますが、他の事業も合わせて今後におきましても、できるだけ不用額が小額となるようしっかりと事業精査を行ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時16分)

●議長

日程第9、議案第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書16ページをお開きください。

議案第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、繰越金の確定によるもので予算総額に変更はありません。令和5年6月16日提出、奈井江町。

補正予算の内容について説明いたします。

19ページをお開きください。

繰越金では、前年度からの繰越金593万3,000円を追加計上、基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時18分)

●議長

日程第10、議案第3号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書20ページをお開きください。

議案第3号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、予算の総額を1億868万3,000円とするものであります。令和5年6月16日提出。奈井江町長。

補正予算の内容についてご説明いたします。

25ページをお開きください。

歳入の繰越金では、前年度からの繰越金8万3,000円を追加計上。

26ページ、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度繰越金の確定により8万3,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (14時19分)

●議長

日程第11、議案第4号「令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明をとめます。

副町長。

(副町長 登壇)

議案書27ページをお開きください。

議案第4号「令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

第1条、収益的収入及び支出の補正では、収入第1款下水道事業収益において387万2,000円を追加し、総額4億3,889万9,000円、支出第1款下水道事業費用において387万2,000円を追加し、総額3億8,270万1,000円としております。令和5年6月16日提出。奈井江町長。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

29ページをお開きください。

収益的支出総係費では、処理場の電気料金の高騰に伴う石狩川流域下水道組合負担金387万2,000円を追加計上し、収益的収入他会計補助金において、一般会計補助金を同額追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。6月17日より6月19日までの3日間は、議案調査のために休会といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
議案調査のため、6月17日より6月19日までの3日間は、休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、20日は10時より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
大変ご苦労さまでした。

(14時22分)

令和5年第2回奈井江町議会定例会

令和5年6月20日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 5号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 3 議案第 6号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 町有財産の取得について【奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その1）】
- 議案第 8号 町有財産の取得について【奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その2）】
- 議案第 9号 町有財産の取得について【奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その3）】
- 第 5 議案第20号 工事請負契約について【11号東線法面洗掘防止対策工事】
- 第 6 議案第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（8人）

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 根 岸 一 志 | 2番 | 星 厚 早 |
| 3番 | 篠 田 茂 美 | 4番 | 遠 藤 共 子 |
| 5番 | 石 川 正 人 | 6番 | 大 矢 雅 史 |
| 8番 | 大 関 光 敏 | 9番 | 森 岡 新 二 |

○欠席議員 7番 笹 木 利津子

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

| | |
|-------------------------|-----------|
| 町 長 | 三 本 英 司 |
| 副 町 長 | 碓 井 直 樹 |
| 教 育 長 | 相 澤 公 |
| 総 務 課 参 事 | 辻 脇 泰 弘 |
| 教 育 委 員 会 参 事 | 松 本 正 志 |
| 産 業 観 光 参 事 | 石 塚 俊 也 |
| 町 立 病 院 参 事 | 杉 野 和 博 |
| 企 画 財 政 課 長 | 井 上 健 二 |
| 建 設 環 境 課 長 | 加 藤 一 之 |
| 町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 横 山 誠 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 鈴 木 久 枝 |
| 建 設 環 境 課 課 長 補 佐 | 石 川 裕 二 |
| 保 健 福 祉 課 課 長 補 佐 | 辻 脇 真 理 子 |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 田 中 恵 |
| 産 業 観 光 課 課 長 補 佐 | 遠 藤 友 幸 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山 口 俊 哉 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 笹 木 憲 一 |

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 滝 本 静 |
| 議 会 庶 務 係 主 査 | 釣 本 真 由 美 |

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日のご出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 8 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により、4 番遠藤議員、5 番石川議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、議案第 5 号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会ご出席、お疲れさまです。

議案書の 30 ページをお開きください。

議案第 5 号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」。

令和 5 年 6 月 16 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、こども家庭庁設置法の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行うため、改正を行うもの

であります。

第1条では、奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部改正において、子ども・子育て支援法の72条から76条の削除により、条文中の条項を改めるものであります。

第2条では、奈井江町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正において、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

第3条では、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正において、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除及び条項整理により、条文中の条項及び文言整理を行うものであり、併せて厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

第4条では、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正において、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除により、条文中の条項を改めるものであります。

また、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書32ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

令和5年6月16日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、令和5年度公定価格の改定により、3号認定の保育料のうち、第8階層に係る保育料徴収基準表の見直しを行うものであり、令和5年7月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 3議案一括上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第7号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その1）」、議案第8号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その2）」、議案第9号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その3）」、以上、3議案を一括議題といたします。

一括議題の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第7号から議案第9号までの「町有財産の取得について」を一括してご説明申し上げますので、議案書の33ページをお開きください。

3件の議案については、議案書に記載のとおり、町有財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めます。

令和5年6月16日提出、奈井江町長。

議案第7号においては、1、取得する財産は、奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その1）。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、4,950万円。4、契約の相手方は、奈井江町、新砂川農業協同組合奈井江支所であります。

なお、入札執行調書につきましては、次ページに記載のとおりであります。

議案書の35ページをお開き下さい。

議案第8号においては、1、取得する財産、奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その2）。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、3,300万円。4、契約の相手方は、奈井江町、株式会社井戸電気であります。

入札執行調書につきましては、次ページに記載のとおりであります。

議案書の37ページをお開きください。

議案第9号においては、1、取得する財産は、奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その3）。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、2,486万円。

4、契約の相手方は、奈井江町、有限会社ノース・エコプランであります。
入札執行調書については、次ページに記載のとおりであります。
以上、議案第7号から議案第9号について、一括してご説明申し上げます。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

議案第7号の質疑・討論・採決（10時08分）

●議長

議案第7号から議案第9号の審議、採決を1件ずつ進めてまいります。

議案第7号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その1））」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑・討論・採決（10時08分）

●議長

議案第8号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その2））」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の質疑・討論・採決（10時09分）

●議長

議案第9号「町有財産の取得について（奈井江町役場新庁舎什器・備品購入（その3））」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第9号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時09分)

●議長

日程第5、議案第20号「工事請負契約について（11号東線法面洗堀防止対策工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の59ページをお開きください。

議案第20号「工事請負契約について」。

下記のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、契約の目的は、11号東線法面洗堀防止対策工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、9,147万6,000円。4の契約の相手方は、奈井江町・櫻井千田・鈴木東建・山口経常建設共同企業体であります。

なお、入札執行調書につきましては、次ページに記載のとおりであります。

以上、議案第20号についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 10議案一括上程・説明

(10時12分)

●議長

日程第6、議案第10号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、議案第19号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、以上10議案を一括議題といたします。

一括議題の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案第10号から議案第19号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括してご説明を申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

この議案は、令和5年7月19日、任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の規定により、町議会の同意を得るものであります。

議案第10号では伊藤弘氏を、議案第11号では遠藤貴與孝氏を、議案第12号では尾崎正弘氏を、議案第13号では笹木憲一氏を、議案第14号では杉本雄馬氏を、議案第15号では鈴木康永氏を、議案第16号では堀正博氏を、議案第17号では森謙一氏を、議案第18号では山田豊氏を、議案第19号では山中純枝氏を、それぞれ任命しようとするものであります。

なお、各氏の履歴につきましては、それぞれの議案の次ページに掲載をしております

ので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議案第10号の質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

議案第10号から議案第19号までの審議、採決を1件ずつ進めてまいります。

議案第10号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件でありますけれども、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第11号の質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第11号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件でありますけれども、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第11号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第12号の質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第12号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第12号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第13号の質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第13号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第14号の質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第14号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第14号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第15号の質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

議案第15号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件
ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第15号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第16号の質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

議案第16号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第17号の質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

議案第17号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第17号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第18号の質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

議案第18号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第18号について採決をいたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第19号の質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

議案第19号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第7 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時20分)

●議長

日程第7、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長。

会議案第1号「議員の派遣承認について」

下記日程のとおり議員を派遣したいので、承認を求める。

令和5年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、北海道町村議会議員研修会派遣について。(1)派遣先、札幌市(札幌コンベンションセンター)、(2)期日、7月4日、火曜日、(3)派遣議員、全議員、(4)経費、7万9,000円以内。

2、中空知ふるさと市町村圏議員交流会派遣について。(1)派遣先、赤平市、歌志内市、(2)期日、7月5日水曜日、(3)派遣議員、全議員、(4)経費、4万3,000円以内。

3、空知町村議会議員研修会派遣について。(1)派遣先、栗山町、(2)期日7月12日水曜日、(3)派遣議員、全議員、(4)経費、5万4,000円以内。

4、北海道町村議会新任議員研修会派遣について。(1)派遣先、札幌市(第2水産ビル)、(2)期日、7月19日水曜日、(3)派遣議員、根岸議員、星議員。(4)経費、9,000円以内。

5、北海道町村議会広報研修会派遣について。(1)派遣先、札幌市(ホールスター札幌)、(2)期日、8月17日木曜日、(3)派遣議員、広報常任委員、(4)経費、18,000円以内。

以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思えます。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任を願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第8 調査第1号の上程・説明・付託

(10時22分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長。

調査第1号「議会運営委員会の調査付託について」

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9 調査第2号の上程・説明・付託

（10時23分）

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長。

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」

まちづくり常任委員長より地方自治法第109第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号「学校給食について」（現地調査含む）、調査第2号「生涯活躍のまちの取組について」、調査第3号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」、調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 調査第3号の上程・説明・付託

(10時24分)

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長。

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和5年奈井江町議会第2回定例会を閉会といたします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時25分)